

# 令和8年第2回(3月)佐渡市議会定例会会議録(第1号)

令和8年3月2日(月曜日)

## 議事日程(第1号)

令和8年3月2日(月)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 教育行政方針演説
- 第7 議案第3号から議案第47号まで
- 第8 陳情第1号から陳情第3号まで

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(20名)

1番	村川拓人君	3番	坂下真斗君
4番	栗山嘉男君	5番	佐々木ひとみ君
6番	平田和太龍君	7番	山本健二君
8番	林純一君	9番	佐藤定君
10番	中川健二君	11番	広瀬大海君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	駒形信雄君	15番	坂下善英君
16番	山本卓君	17番	中川直美君
18番	佐藤孝君	19番	近藤和義君
20番	室岡啓史君	21番	金田淳一君

## 欠席議員(1名)

2番 川原茂君

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	鬼澤佳弘君
教育長	香遠正浩君	総務部長	岩崎洋昭君
企画部長	北見太志君	財務部長	平山栄祐君

市民生活部長	市橋法子君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	門田靖君	農林水産部長	中川克典君
観光文化次長	小林大吾君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	笠井貴弘君	消防長	中野照之君
会計管理者	石塚美好君	上下水道長	増家由季君
両津病院院長	倉内学君	選挙管理委員会事務局長	谷川直樹君
監査委員局長	木下和重君	農業委員会事務局長	野舘雅博君

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	服部真樹君
議事調査係	池秀和君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回（3月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
- 本日の会議のデータは、今定例会のフォルダーにアップしたとおりであります。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、14番、駒形信雄君及び16番、山本卓君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。
- よって、今期定例会の会期は18日間に決定いたしました。
- 今会期中の予定は、お手元に配付した会期日程表のとおりであります。会期日程表は、佐渡市議会のホームページ、佐渡テレビなどによりお知らせしております。
- なお、今定例会から一般質問及び代表質問の1日の人数を午前中2人、午後3人の1日5人とし、その本会議の開会時刻を午前9時30分といたしますので、お間違えのないようお願いいたします。
- 

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（金田淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。
- 諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。
- 

#### 日程第4 行政報告

- 議長（金田淳一君） 日程第4、行政報告を行います。
- 市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
- 渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

- 市長（渡辺竜五君） それでは、令和8年第2回（3月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和7年第6回（12月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告を申し上げます。
- まず、今定例会における報告事件についてです。報告第1号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。
- 続きまして、12月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。
- 1、物価高騰対策について。市民の皆様の生活を支援するため、国の物価高対策を活用し、「スピード」

と「使いやすさ」を重視した3つの支援を行います。まず、1つ目が暮らし応援事業です。これは、市内の登録店舗で使える応援券を全ての世帯に配布するものでございます。世帯主の方に1万円分、世帯主以外の方には1人当たり5,000円分を配布します。さらに、住民税非課税世帯につきましては1世帯当たり5,000円分を追加して配布します。申請は原則不要でございます。ただ、課税か、非課税かを判定できない方については、非課税であることを確認するため、確認書を送付させていただいておりますので、確認書等が届いた方は対象となる方になりますので、本庁または支所、行政サービスセンターに提出をお願い申し上げます。3月中に各世帯へ郵送し、4月1日から9月末まで市内の登録店舗で御利用いただけます。日々の買物など、身近なところで使っていただきたいと考えております。2つ目は、子育て応援手当でございます。18歳以下のお子様を養育している世帯へ子供1人につき2万円の子育て応援手当を支給いたします。児童手当の仕組みを活用し、3月中旬以降、順次プッシュ型での支給を予定しております。国や県の公務員など一部申請が必要な方については、2月2日から受付を開始しております。3つ目は、住宅リフォーム等支援事業でございます。今回は、従来の住宅リフォーム支援に加え、新築や建て売り、中古住宅の取得も対象に拡充しました。これにより、物価高騰の影響を受ける生活者の負担を下支えするとともに、住宅性能の向上及び地域経済の活性化を図ります。さらに、若者夫婦世帯や子育て世帯には優先審査を適用する取組を進め、将来に向けた住宅環境の充実にもつなげてまいりたいと考えております。このほかの物価高騰対策につきましても、令和8年度の予算に計上させていただいており、市民の皆様へ寄り添った対策を行ってまいります。

2、日本ジオパーク再認定について。去る1月30日、第56回日本ジオパーク委員会が開かれ、「佐渡ジオパーク」が日本ジオパークとして再認定されました。条件付再認定からの2年間、地域の皆様と真摯に「佐渡らしい」ジオパークづくりに取り組んできました。その成果が今回の再認定につながったと認識しております。御尽力いただいた関係者の皆様の取組をしっかりと評価していただいたものだと思っております。再認定の評価も大事ですが、金の歴史があり、トキが舞い、棚田などすばらしい風景が広がるこの佐渡ジオパークをどのように伝え、守っていくかを今後とも関係者の皆さんと追求してまいります。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 施政方針演説

○議長（金田淳一君） 日程第5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君）

## はじめに

それでは、令和8年度当初予算案及び諸議案の御審議をお願いするに当たり、新年度の市政運営について私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

一昨年の「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録後、島内への観光入込客数はコロナ禍以前の水準へ回復し、観光産業等への新たな企業投資の動きもみられるなど、島の賑わいにつながる効果が着実に表れています。

一方、人口減少対策としては、少子化による自然減に歯止めがかからない中でも、社会減に目を向けると令和2年以後の社会動態では移住者数が毎年400人を超えるなど、生産年齢人口の確保に向けて一定の成果が表れており、移住定住の促進と企業誘致、多様な企業の育成と活性化などをより一層進めていくことが島の未来づくりの指針となることも明確となっています。

しかし、日本を含むアジアの国々で人口減少社会が急速に進む中で、国内では東京を中心とした大都市圏への人口流出と少子化が相まって、地方における次世代を担う人材の確保がより一層厳しくなっています。

また、急速な人口減少社会の課題として、戦後の復興期から高度経済成長期を経て「人口が増える前提で成立する社会」の中で築かれ、運営してきた、水道事業や病院、廃棄物処理などのライフライン施設は、多くが老朽化して更新時期を迎え、施設の維持や管理に伴う負担が増大するとともに人口減少の影響を価格転嫁等で解消することができず、経営の悪化が進み、サービス水準を維持することが多くの地方自治体で厳しい状況となっており、これらの課題解決に向けての取組が急務となっています。

そのためにも、人口減少の速度の緩和と、人口減少に対応した課題解決に新たな視点からスピード感のある政策で取り組むために、市の組織全体として前例主義にとらわれることなく、新しい情報と知識を取り入れ、挑戦の意識を持ち、最大の効果を最小のコストで発揮する効率的な行政運営を実現し、人口減少に対応した豊かで持続可能な島づくりを進めなければなりません。

そのため、行財政改革に待ったなしで取り組み、市役所職員の効率的かつ効果対費用を意識した職務遂行体制の構築に加え、常に市民の皆さまの視点に立って、市民の皆さまのために取り組む意識を持ち、課題に挑戦し、物事を前に進める行動の変革を起こしながら、民間の活力を生かした地域づくりや経済の活性化を推進し、市民の皆さまから信頼される行財政運営をあらためて目指してまいります。

あわせて重要な施策として、佐渡の子どもたちに故郷佐渡を知り、好きになってもらい、島外の人からも佐渡の魅力、素晴らしさに共感してもらえる、自然や文化歴史を活用した地域教育を推進し、若者はもちろん、UIターンも含めた佐渡への定着や移住など、多くのそして多様な方々から佐渡を選んでもらわなければなりません。

これらを人口減少社会への緊急対策として強化しながら、対策の理念として「安心して暮らし続ける島」と「人が賑わう元気な島」の2つを掲げ、あわせて物価高騰対策として商品券の配布による生活者支援や小中学校の給食費、中小企業、一次産業、エネルギーコストの低減化等への支援も実施しながら令和8年度を持続可能な島・佐渡の実現に向けて明確な一歩を踏み出す年といたしますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和8年度の主要施策の概要についてご説明いたします。

## 1 安心して暮らし続ける島

市民の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、人口減少社会の中にあっても住みやすさや暮らしのサービス水準を維持するとともに、佐渡に住み続けたいという満足度の向上が不可欠です。

そのため、市民生活を守るライフラインの維持に取り組むとともに、公共交通の確保や地域コミュニティ、防災体制の整備に取り組みます。

また、出生数の減少に歯止めがかからず、短期的に効果を見出すことが困難な現状ですが、産み育てやすく、安心して子どもを育てることができる島づくりに取り組みながら、出生数が増加に転ずるような様々な施策を展開するとともに、安心な高齢化社会の構築を図るためにも、健康寿命日本一によるアクティブシニアを多く輩出する仕組みを徹底し、子どもから高齢者まで豊かに安心して暮らし続ける島を目指します。

### (1) 市民と共に創る安全・安心な島

本市の人口は昭和25年の最盛期のおよそ12万5,000人が、現在では4万7,000人程度まで減少していますが、水道や病院、廃棄物処理などのライフラインについては、サービス水準を維持する必要があるため、人口減少に伴う負担が増大しています。

特に水道事業は、令和10年度までの水道料金の値上げにより新潟県内でも最も高い水準の料金体系になる見込みですが、それでも料金回収率は7割にも満たず、経営状態の改善が困難な状況にあります。

今後、島内の浄水場施設の統合により、経営の合理化を図る必要がありますが、離島であるため、国が推進している他の市町村との「広域化」の要件を満たせず、多額の財政負担が見込まれている現状があります。水道事業の効率的な経営に取り組むとともに、既に佐渡市の提案から全国離島振興協議会で決議されている離島の水道事業への特別要望を令和8年度に行い、離島の不利益性への共通認識を図り、全国の離島と連携し、水道事業の離島への特別配慮を含む制度設計等の構築を国に要望してまいります。

また、本土との唯一の交通機関である佐渡汽船について、カーフェリーおけさ丸の更新が目前に迫っていますが、船舶の鋼材価格の上昇により建造費が100億円程度に高騰するなど、現在の制度による運航事業者の経営努力だけでは、船舶の更新を行うことは大変厳しい状況となっています。全国の離島航路においても船価の高騰は大きな課題となっており、本土と地理的に隔絶されているこれら離島特有の課題を持つライフラインの維持については、国のリードによる財政措置の創設等、抜本的な対策が必要不可欠です。全国離島振興協議会を中核とし、他の離島や県、県議会議員と連携しながら、国や国会議員に対して制度の実現に向けた要望活動を強化し、積極的に働きかけてまいります。

また、ごみの焼却施設についても令和8年度から2か年にわたって佐渡クリーンセンターの基幹改良工事を控えています。施設の負担を軽減し、長く使い続けるためには燃やすごみの減量化が不可欠です。市内の保育園等と連携した古着の回収や、一般家庭や民間事業者から出される生ごみの削減への支援を実施し、ごみのリデュース・リユース・リサイクルの3R社会の実現に向けて市民参加による機運の醸成と定着を進めてまいります。

こうしたライフラインの維持を基礎としながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域公共交通の確保も重要な対策となります。

島内の路線バスについては、運転手不足により路線維持が困難となっていることが課題であるため、路

線バスに代わる市営コミュニティバスの運行に向けた準備を進めるとともに、生活と観光の両面で利用できる循環バスの実証調査を行うなど、島内全体を見据えた効率的な公共交通網を再構築し、交通空白地の解消に努めてまいります。

一方、佐渡空港の現段階での活用や2,000メートル化に向けての取組も佐渡の活性化の最後の重要なピースであると考えております。トキエアや新潟県との連携により、早期航空路線の開設に向けての議論を加速しながら、空港の再整備についても話し合いを進めてまいります。

また、防災面の強化も昨今の災害の激甚化が進む中で重要な課題です。令和7年も南部地区を中心に豪雨災害が発生し、激甚災害に指定されました。近年の大雪による大規模停電や能登半島地震に続いて、毎年のように自然災害が激甚化、頻発化しています。まずは、昨年の豪雨災害による道路等の復旧に全力を注ぐとともに、国・県と連携しながら災害に備えたインフラ施設の防災・減災対策や、老朽化・強靱化対策に取り組んでまいります。あわせて、地域での自主防災組織の育成を進めるとともに、地区防災計画の策定率100%を目標として、防災力の強化を支援してまいります。

## (2) 子どもから高齢者まで夢や希望が持てる島

本市の年間の出生数は直近の3か年で200人を大きく下回り、年々減少している状況を踏まえ、少子化抑制のための未婚・晩婚化対策から妊娠、出産、子育てまでの各段階において切れ目なく支援する体制を強化してまいります。

未婚・晩婚化対策については、引き続き、結婚を希望する方の出会いの機会の創出を支援するとともに、結婚後の住居に係る家賃等の支援制度も拡充しながら、結婚や出産、新生活の経済的不安を抱える若者世帯をさらに応援してまいります。

また、妊娠・出産への支援については、経済的な負担の軽減策を継続しながら、健康面の意識啓発を強化するため、妊婦へは「妊娠おめでとう米」を贈呈し、バランスのよい食生活を送ってもらえるきっかけづくりとするほか、乳児へは既に「ファーストおかゆ」として無農薬・無化学肥料で栽培された朱鷺と暮らす郷づくり認証米を贈呈しており、母子ともに健やかな妊娠・出産期を過ごしていただけるよう支援します。

子育て支援については、子どもの居場所づくりを地域と連携して一体的に取り組むほか、本年から開設した子育てに関する機能を集約した「子育て交流ひろば」を活用し、子どもや子育て中の親子が交流できる環境の強化を図ります。また、保健センターの機能を併設し、子育てに不安や孤独感を抱える方が相談しやすく、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、冬期間の遊び場としての機能も充実させていきたいと考えております。

次に、豊かな高齢化社会を創るためには、健康寿命日本一が重要な柱となります。本市では依然として全世代を通じて肥満や内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドローム該当者の割合が高く、生活習慣病である高血圧症や糖尿病が疾病の上位を占めており、これらの予防には、子どもの頃からの食生活と運動習慣への意識づけが重要です。

食生活では「カラダにやさしお」をキャッチコピーに、減塩と野菜を食べる取組に重点を置きながら、普及啓発とあわせて栄養・保健指導と一体的に改善を図り、運動習慣については連携協定を締結している民間企業等との啓発活動やスポーツ教室等への参加を促し、日々の習慣化を図ります。

また、疾病の重症化予防には早期発見・早期治療が重要であるため、特定健診の受診率向上に取り組むほか、特にがんの早期発見を強化するため、民間企業と連携しながら乳がんや子宮頸がん、前立腺がん検診等の受診率の向上を図り、市民の健康増進と医療費の適正化に繋げてまいります。

アクティブシニアの増加に向けては、若年期からの食生活等の意識改善に加え、要介護状態となる前の「フレイル状態」を改善するための取組が重要となるため、短期集中型の介護予防教室の実施により改善を図ってまいります。また、生活習慣や慢性疾患に係る有病率の分析に新たに取り組み、基礎データを収集し、効果的な健康づくりへの対策を検討してまいります。

### (3) 医療・介護・福祉を守る島

安心して暮らし続ける島づくりにおいて、医療体制の確保は不可欠です。令和7年度に全国で顕在化した病院経営の危機の問題は、安全安心な医療提供体制を大幅に揺るがす全国的な課題となり、特に人口減少、少子高齢化が進む地方においては、大きな危機を迎えています。本市においても全域を圏域とする「佐渡医療圏」は、人口減少や高齢化、離島という地理的条件ゆえに医療資源が限られていることに加え、新型コロナウイルスの流行に伴う行動様式の変化により受診抑制が顕在化し、唯一の中核病院である佐渡総合病院の経営は危機的な状況にあります。

また、市立の病院や福祉施設についても危機的な経営状況となっており、国、県、市が一体となり根本的な課題の整理を行い、医療圏のあり方等、医療提供体制の再構築を引き続き検討してまいります。

令和8年度においても、県内6市で構成する地域医療連携推進協議会を通して国や県に対して技術的・財政的な支援を継続して要望するとともに、JA新潟厚生連全体での経営改善を促し、島内での医療提供体制の確保に向けて支援を継続してまいります。

あわせて、佐渡医療圏の維持に向けては、将来に渡り医療・介護・福祉サービスを一体的に提供できる体制づくりが必要となります。

新潟県が果たすべき役割を明確にしつつ協働し、人材確保やスキルアップを図るとともに、デジタル技術を活用した業務効率化やデータ連携などにより、市民が安心して医療サービスを受けられる体制を整備します。また、自宅で一定の医療サービスの提供を受けるための訪問看護体制も医療機関や民間企業などと連携、協働を図りながら体制の強化を進めてまいります。

医師、看護師をはじめとした人材の確保に向けては、他の自治体での学びの支援体制等を参考とし、様々な角度から検討を重ねるとともに、就業から定着までの切れ目ない支援を強化し、島内完結型の持続可能な医療提供体制の構築を進めてまいります。

次に、高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、地域での支え合いの体制づくりも重要度を増しており、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりに取り組めます。

そのため、社会福祉協議会等との連携・協働により、地域の中での認知症や介護、障がい等に対する理解を促進し、サービスが一体的に提供される包括的な支援体制の整備を継続します。

市内の就労継続支援B型事業所では、パンや豆腐など島内産の原材料を使用した食品等の販売に取り組まれており、特に令和7年度には米粉等を活用した授産品が農林水産省の推進する表彰事業で入賞するなど、農福連携による6次産業化の面で高い評価を受けました。市民の皆さまからも大変好評であり、市としても情報発信や販売力の強化等、所得の確保につながる支援に取り組んでまいります。

あわせて、障がい等により支援を必要とする方の権利を守り、互いに尊重される地域づくりを目指して、市民後見人の育成をはじめ、障がいの特性に合わせた適切な支援に取り組むとともに、誰もがいつでも立ち寄ることができる「常設の居場所」の整備を関係機関で進め、地域内での支え合いの仕組みづくりを推進してまいります。

## 2 人が賑わう元気な島

持続可能な島づくりに向けては、人口減少社会の中にあっても生産年齢人口の割合を維持しながら、将来にわたって島の経済規模を確保していく必要があります。

島民も島外の方にも佐渡に暮らすことを選んでいただくためには、多様な就業環境の確保に加えて、自然、歴史、文化、最大の魅力でもある日本の四季の体現など暮らしの魅力を発信するとともに、空き家の有効活用など暮らしの低コスト化も図りつつ、佐渡らしい豊かな生活環境を官民が連携して創出しなければなりません。

そのため、世界遺産登録から佐渡を知ることができる発信力を高め、観光から交流へ、交流から移住への流れを加速させ、定住に繋げる取組を強化するとともに、あわせて国のモデル地区として二地域居住を推進しながら、賑やかに持続可能な島の実現を進めます。

また本市が選定されている脱炭素先行地域の効果を最大限発揮するため、これまでの太陽光パネルによる災害時の拠点化や平常時のエネルギーの転換を一つの柱にしなが、次の展開として、森林の再生と島内のエネルギー循環に向けた体制づくりに着手してまいります。

### (1) 豊かな自然と歴史・文化が薫る島

「佐渡島の金山」が世界文化遺産に登録されてから1年が経過し、令和7年の観光入込客数は49万7,000人に達してコロナ禍前の水準に回復しました。特に、観光目的の入込客数はコロナ禍前と比較して34%増加しているほか、新潟県の調査によると佐渡への観光客が県内の他の観光地へも立ち寄っており、県内の周遊客が増加しているという地域経済への波及効果も報告されています。

一方で、インバウンド客数は7,000人程度に留まっているほか、依然として夏季に観光客が集中し、冬季や平日の誘客、いわゆる「観光需要の偏在」が課題となっています。

引き続き、世界遺産登録を契機とした効果を持続可能なものとするため、観光入込客数60万人の達成を目標として進めてまいります。

その対策として、第一に、プロモーションの強化による認知度向上とターゲットを絞った誘客促進に取り組む、メディアやSNSを活用した鬼太鼓や能、伝統芸など、佐渡独自の歴史的・文化的価値の積極的な発信を行うとともに、交通事業者と連携した情報発信により来訪意欲の喚起に繋がります。

特にインバウンド誘客については、観光需要を平準化させる鍵となるため、ターゲットとなる国に応じた手法での情報発信に加え、関係者と連携して積極的な営業活動を展開することで、冬季や平日の稼働率向上に繋げる戦略的な誘客を推進してまいります。

また、旅行消費額の向上に向けた高付加価値化を推進するため、固有の文化や伝統芸能を活かした体験型コンテンツの充実を図るとともに、佐渡ならではの深い魅力を体感できる長期滞在型の観光を進めます。

あわせて、本市の世界遺産を筆頭とした貴重な歴史資産、四季折々の自然景観、先人から受け継がれてきた多様な文化芸能を活用し、地域に豊かさをもたらす持続可能な観光地域づくりの取組も重要です。

そのため、お客様の満足度を高め「また訪れたい」と感じてもらえる受入れ態勢の強化に取り組み、特に、秋・冬の期間限定で「泊食分離」旅行プランを実施し、お得感と満足度の高い滞在体験の提供に繋げるとともに、宿泊施設以外での消費を促すことで、地域内の人の往来や経済の活性化を促す、観光による賑やかな地域づくりを進めてまいります。

さらに、令和8年度は本市を会場に行われる「全国伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会」や「北前船寄港地フォーラム」など本市の歴史遺産をテーマにした全国的な発信の機会を有効に活用しながら、世界遺産をはじめとする文化財の保存や地域に息づく文化芸能の継承を支援し、地域の誇りを育む観光地域づくりを追求してまいります。

## (2) 元気な経済と多様な人が活躍する島

本市における人口の社会減対策では、移住定住や多様な企業の受入れと雇用の創出、労働力の確保などに取り組んでおり、一定の効果は表れているものの、社会減ゼロを目指すためには「住む、働く、暮らす」のパッケージによる佐渡らしい豊かな生活環境を実現し、多くの人に佐渡を選んでいただくかなければなりません。

そのため、第一として安心して暮らすことができる環境整備が急務です。本市における空き家の戸数は令和7年度の調査で5,711件あり、前回5年前の調査から比べておよそ900件増え、今後も増加が予想されています。その活用を図るために、まずは家屋の状態が良好な平成元年以降に建築された物件から、活用可能な空き家としておよそ80件を確認しており、官民連携によるプラットフォームで移住者や二地域居住者への円滑な提供を図ります。

特に国が主導する二地域居住については、国のモデル事業にも採択されており、昨年策定した「特定居住促進計画」に基づき、民間事業者との連携を強化し、関係人口の拡大に向けた取組を本格化させます。国に対しても実効性のある仕組みづくりを積極的に提案し、全国の自治体をリードする先進的なモデルを確立してまいります。

あわせて、離島留学については、地域が主導する小中学校での積極的な取組を支援するとともに、高校においても地域みらい留学制度を活用して島外からの生徒の募集を進めてまいります。

中でも保育園留学については、佐渡の豊かな自然や文化を活用した体験プログラムが国内外で高く評価されています。既に香港やオーストラリア等、海外からのご家族も受け入れており、リピーターとして再訪されるケースもあるため、二地域居住制度とも連携させながら、年間を通して受入れ人数の拡大を目指します。

次に、労働力の確保については、短時間労働を中心とした「さどマッチボックス」とUターン・地元就職応援サイト「COMPASS」の活用を継続して推進し、多様で柔軟な働く環境づくりと情報発信力の強化に取り組むとともに、ふるさと就職応援金の創設などにより佐渡へUターンする若者の支援を拡大します。

また、農林水産業の担い手確保として、地域の様々な事業者と連携して半農半Xや半漁半Xなど他の産業と組み合わせた就業モデルを構築するとともに、ドローン等の先端技術の活用による省力化を図り、徹底したコスト削減に取り組むことで、稼げる一次産業を生み出しながら地域の担い手の確保を図ります。

次に、社会減対策に合わせて、島の経済規模を将来にわたって維持するための対策として、島内で生み

出した資金を循環させる仕組みづくりに取り組みます。

現在、本市の電力供給体制は91%を火力発電に依存しており、エネルギー分野で島外に流出している資金は年間95億円程度と試算されています。このため、脱炭素先行地域による交付金を活用しながら新たに木質バイオマスの発電や熱利用の体制整備に着手します。

島内の森林資源を活用したバイオマス発電所やペレット工場の誘致を行い、森林の再生とエネルギーの島内循環の両立によりJ-クレジットの認証取得による利益を生み出し、地域電力会社の設立を見据えてまいります。エネルギーの島内生産から経済を生み出し、林業や関連産業をはじめとする地域経済の活性化を図るとともに、豊かな森の再生と朱鷺をシンボルとした豊かな生物多様性が循環しながら前に進むよう取り組んでまいります。

あわせて、公共施設で整備している太陽光パネルや蓄電池の設備を順次稼働させ、平時と非常時の両面でのエネルギー確保を図りながら、今後整備する本庁舎駐車場のカーポートでは、市民の皆さまに自然エネルギーを供給できる体制の準備も進めてまいります。

また、島内の家庭や事業所における太陽光パネル等のクリーンエネルギー設備の導入支援を拡大し、将来的なコストを抑制するための投資を促進します。

#### おわりに

以上、これらの人口減少対策を展開する基盤として重要な施策となるのが「地域教育」と「行財政改革」の推進です。

地域教育については、郷土愛を軸として佐渡の子どもたちに佐渡のことを知ってもらい、佐渡のことを好きになって、佐渡で学び、働く、またはUターンで帰ってきてもらえる取組を推進してまいります。

特に令和7年度に官民が連携して実施した「島の推しごとグランプリ」は地元企業で働く人の誇りや高い技術力を発信し、島の働く場所の認知度の向上と企業側の人材確保の契機にもなりました。こうした取組を強化するとともに、令和8年度からは子ども若者課を教育委員会へ移管し、一貫した支援体制の中で学力の向上とともに地域を知り、愛する取組を進めてまいります。

行財政改革については、令和6年度に策定した「行政運営改革ビジョン」の進捗を図り、郵便局と連携したマイナンバーカードの発行業務の委託やデジタルツールの活用による業務の自動化、電子申請の拡大、書かない窓口やリモート窓口の利用促進など、市民サービスを向上させつつ、市役所の組織編成と業務の効率化をさらに徹底します。

また、公共施設等の見直しについては、地域の特性や現状の配置状況を踏まえて集約化の検討を進めるほか、各施設の経営改善に努めるとともに、財政基盤の確立においては、民間事業者との連携によるプロモーションの強化によりふるさと納税の拡大を図り、寄附額20億円の早期達成を目標に掲げ、令和8年度は目標寄附額を15億円といたします。

こうした対策を進めながら、佐渡市の目指す持続可能な島の実現に向けて、令和8年度は、佐渡市役所職員一同、失敗を恐れず、挑戦する意思と姿勢を明確に持ち、現状と課題、リスク管理を分析しながら進むことを行動指針とし、全力で取り組んでまいります。

今後、日本の国全体で進む人口減少社会における地方自治の在り方をいかにして再構築していくか、という大きな命題が示されている現在、私たちが直面している課題は決して簡単なものではありません。市

民の皆さまや島内外の民間企業など多くの方々と連携しながら、一步一步解決に向けて議論し、行動に変え、前へと進まなければなりません。

停滞や後退ではなく、前へと挑戦し続ける意思と姿勢を明確にしながら困難を乗り越え、20年、30年後の世代に誇れる豊かな島を築き上げるために、今こそ佐渡市の官民がともに力を合わせ、挑戦しなければなりません。引き続き、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、曾我ミヨシさんの帰国と拉致問題の解決に向けても、一日も早い帰国と問題解決を実現するため、国や県、関係市と連携しながら、政府や駐日米国大使館等への要望活動など、引き続き最大限の努力を尽くして取り組んでまいります。

最後に昨今の物価高騰が進む現状の中で、市職員が市民目線で真摯に働き、市民の皆さまに公務員の給与改定をご理解いただくためにも、私から市の幹部職員や労働組合に対して、市民の皆さまへの物価高騰対策で協力ができないか協議をお願いしたところ、合意が得られましたので、一部条例改正案を今定例会に提案いたしました。

市長、副市長、教育長は令和8年度の給与の減額を、幹部職員は一部管理職手当の削減を行うとともに、労働組合との協議からは、職員の効率的な働き方による意識改革等により、時間外手当の削減などを進めることとしました。職員と一丸となり、市民の皆さまの視点に立って、効率的かつ効果的に人口減少等の課題解決に向けて取り組んでまいります。

結びに、議員各位並びに市民の皆さまにご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和8年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（金田淳一君） 以上で施政方針演説を終了いたします。

---

#### 日程第6 教育行政方針演説

○議長（金田淳一君） 日程第6、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申出がありますので、これを許します。

香遠教育長。

〔教育長 香遠正浩君登壇〕

○教育長（香遠正浩君）

#### はじめに

令和8年第2回佐渡市議会定例会の開会に当たり、佐渡市教育委員会所管にかかる教育行政方針について申し述べさせていただきます。

関係各位並びに皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年度は子ども若者課が教育委員会へ移管されることから、子どもが生まれてから大人に成長するまで一人一人に寄り添い、一貫した支援体制と情報発信に取り組み、佐渡に生まれてよかったと思える教育行政を推進してまいります。

佐渡市の教育行政は、佐渡市教育振興基本計画に基づき、「豊かな人生と佐渡の未来を切り拓く人の育成」を基本理念に、一人一人の自己実現を目指した教育を推進するとともに、「佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例」の基本理念に基づく「佐渡市こども計画」を推進するため、引き続き市長部

局や関係機関と連携し、スピード感をもって総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

幼児教育・保育においては、遊びや生活を通して、好奇心や興味・関心の基盤を育みながら、子どもたちの生きる力や主体性、探究心、社会性の基礎を培う取組を一層推進してまいります。

学校においては、教科の知識・技能の習得に加え、集団生活の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合う経験を通して、思考力や判断力、表現力、問題解決能力を育むとともに、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であると考えています。

そのため、近年の児童生徒数や学級数の減少を踏まえ、佐渡市小学校・中学校再編統合計画に基づき再編統合を着実に進めるとともに、後期計画の見直しを行い、小学校は1学年1学級以上、中学校は全学年でクラス替えが可能な1学年2学級以上を基本として学校規模の適正化に取り組み、保育園等においても地域バランスや通園距離等も勘案した上で、再編統合や民営化について検討を進め、将来を見据えたよりよい保育・教育環境の確保と教育活動の充実に注力してまいります。

社会教育においては、市民一人一人が学び続ける学習環境を構築するため、公民館を核とした生涯学習を推進していきます。公民館は地域住民にとって最も身近な学習の拠点であり、市民が自らの興味や関心に基づいて学び合う機会を創出することで、生涯にわたって学び続ける文化を育んでいきます。

それでは、令和8年度の教育行政施策につきまして、佐渡市教育振興基本計画と佐渡市こども計画の基本目標ごとにその概要をご説明いたします。

## 1 佐渡市教育振興基本計画の基本目標

### (1) 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進

確かな学力の育成については、児童生徒の基礎学力の定着や学力格差、学習意欲、家庭学習習慣など、それぞれの課題に応じた指導・支援を強化します。

具体的には、基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得に加え、思考力・判断力・表現力の向上を図るために、全国学力・学習状況調査や各種学力テストの結果を詳細に分析し、学校ごとの成果や課題を的確に把握します。その上で、指導主事を中心とした「主体的・対話的で深い学び」を視点とする授業改善を全ての学校で推進し、学校現場における課題解決に向けた学校支援訪問を実施するとともに、教職員への指導や助言、研修会を通じて教育の質の向上を図ることを重点的に進めます。

さらに、令和7年度に更新した一人一台端末やWi-Fi環境を積極的に活用し、学校や家庭において児童生徒がデジタル教材や教育アプリを使った学習を推進するとともに、ICT支援員による学校現場のサポートも充実させ、学校全体でICTの活用に取り組み、学習環境の質を高めてまいります。

中学生が大学生とオンラインでつながり、学習支援や進路等の悩みを共有できる地域未来塾においては、参加拡大と家庭学習の定着を図ります。

また、架け橋期のカリキュラムに基づいた実践を踏まえた研修を行い、幼保小の相互理解を深めてまいります。

地域クラブ活動では、週末の部活動の完全移行を行い、佐渡独自の「エンジョイ型」と「スキップ型」を充実させ、子どもたちに多様な活動を提供してまいります。

### (2) 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進

キャリア教育においては、地域の自然・歴史・文化への理解や郷土愛を深める取組が一定の成果を上げ

ている一方で、地域資源の活用や交流の機会が学校ごとに差があること、また、グローバルな視野や課題解決力の育成が今後の重要な課題となっています。

そのため、「佐渡学」を通じて佐渡の自然・歴史・文化への理解をより一層深め、佐渡金山や佐渡おけさ、朱鷺、ジオパークなど地域資源を活用した学びにより郷土愛を育み、島内外の交流活動を通じて地域のよさを再認識する機会を充実させます。また、保育園等においても、佐渡の自然や文化に親しみ、地域との交流を通じて郷土への愛着を育みます。

グローバル化に対応した教育においては、外国語指導助手（ALT）やスポーツ国際交流員（SEA）を活用した外国語やスポーツを通じた国際交流の機会を充実させるとともに、中学生の海外派遣事業を新たに実施するなど、異文化理解や国際的な視野の育成に取り組みます。

また、地域社会の現場で課題に触れ、自ら考え行動する力や課題解決力を養う職場体験などの探究学習の充実を図ります。幼児期から高等学校までのキャリア教育の成果や体験は「キャリア・パスポート」として記録し、家庭と連携・共有しながら、子どもたちが自己の学びや成長を振り返ることで、自己実現につなげます。

### （３）安全・安心な学校・園づくり

安全で安心な学校・園づくりにおいては、施設・遊具等の計画的な点検や、自然災害・事故発生を想定した避難訓練等の防災・防犯対策の実施に加え、職員研修を通じて安全管理への意識向上と緊急時の対応力の強化を図ります。

教育・保育環境の整備においては、出生数の推移等から「佐渡市公立保育園・幼稚園・認定こども園運営基本指針」及び「佐渡市小学校・中学校再編統合計画」を一体的に見直し、再編廃合の計画に合わせた校舎・園舎等の整備を進めることで、安全・安心な学校・園づくりを推進します。計画の見直しにあたっては、保護者等から意見をいただき、個別の課題等に丁寧に向き合い、よりよい環境づくりを目指していきます。

また、近年の気候変動や学校統廃合などの状況、児童生徒の通学距離・時間の実態を踏まえ、通学支援の在り方について議論を重ね、支援基準の見直しを進めてまいります。

いじめ・不登校への対応としては、いじめ防止の徹底と健康観察アプリやこどもデータ連携事業の活用により、子どもたちの心身の変化を日常的に把握し、早期発見・即時対応に努めるとともに、学校と教育委員会が連携し、子どもが安心して学べる環境づくりに取り組みます。

給食の充実にも努めます。栄養バランスのとれた食事の提供と食育の推進に取り組み、地元食材や郷土料理を積極的に取り入れることで佐渡の食文化への理解を深めます。また、給食費の保護者負担の軽減にも取り組みます。

### （４）高等教育・研究機関等との連携の強化

教育現場の多様化や社会変化により、教職員には専門性の向上や柔軟な対応力が求められています。最新の教育手法やICT活用、特別支援教育が進む一方、業務負担や情報共有等の課題があるため、県内外の大学や研究機関と連携し、専門性向上と学校運営の充実を図ります。

具体的には、佐渡総合教育センターによる教職員研修を強化し、学習指導やICT、特別支援教育など多様な研修を計画的・効果的に実施するとともに、教職員の負担軽減を考慮し、対面形式に加えオンライン

ン研修も積極的に導入します。さらに、園長会や小中学校長会、教育研究会と連携を深め、学校現場の課題について情報共有し、解決に努めます。

#### (5) 一人一人が学び続ける学習環境づくり

市民一人一人が趣味や教養を高めて自己の充実を図ることはもちろん、地域教育を推進し、健康寿命日本一を目指すために、公民館を核として、4つの教育事務所が連携した生涯学習を進めます。

子どもや子育て世代に対しては、親子で学び合える教室や子どもキャンプなどの野外体験教室を開催し、子どもたちの生きる力を育てていきます。

中高年世代に向けては、趣味などの興味・関心を深められる公民館講座やウォーキング、ヨガ、ストレッチなどの気軽に参加できる運動教室を通じて健康づくりの機会を提供するとともに、地域教育や仲間づくりの観点からも、様々な教室や講座、講演会を実施し、市民の学習機会の充実を図り、心豊かな生活につなげていきます。

また、各地区公民館等に整備したWi-Fiなどを活用し、遠隔地の講演会や学習会にも、移動せずに参加できる環境を整えるとともに、健幸ポイント事業を継続し、高齢者にはポイント付与を通じて積極的な参加を促します。

図書館は、地域の学びの拠点として、市民が読書を楽しみ、各ライフステージで学べるようにレファレンスサービスの向上に努めます。学校図書館やボランティア団体と連携した図書館運営を進めていきます。

リニューアルしたさわた図書館・子育て交流ひろばでは、親子で気軽に読書や交流を楽しめる場を提供するとともに、学習室を中心に子どもたちの充実した学びの場として活用していきます。

#### (6) 家庭・地域の教育力の充実

学校・家庭・地域の連携においては、学校運営協議会を通じて、保護者や地域の方々が学校運営の基本方針や課題について意見交換しやすい環境を整えます。

具体的には、学校運営協議会メンバーや地域コーディネーターを対象とした研修会やポートフォリオの活用によって運営力の向上を図るとともに、コミュニティスクールだよりなどを活用した広報活動を通じて情報共有を進めていきます。

また、登校時の見守りや放課後子ども教室、運動会・防災訓練、大人と子どもの対話の場などを通じて、地域全体で子どもを育てる体制を強化します。

## 2 佐渡市こども計画の基本目標

### (1) こどもが健やかに育つ島

子どもたちの主体性と郷土愛を育むため、保育の現場においても、佐渡の豊かな自然や歴史、文化を活かした体験活動や地域住民との交流を積極的に推進し、幼児期から身近な地域の魅力に触れる機会を通じて、郷土への愛着を育み、将来の地域社会を担う豊かな人間性の基盤形成を推進します。

また、公立保育園等については、再編統合を推進し、施設の集約による効率的な人員配置と適切な集団保育環境を確保することで、幼児教育・保育の質の維持・向上を図るとともに、再編にあたっては民間事業者を含めた協議を行い、持続可能な保育提供体制の構築に取り組みます。

### (2) 結婚・出産・子育てが安心してできる島

さわた図書館・子育て交流ひろばを地域子育て支援センターの機能を有する子育て支援拠点として整備

し、親子が安心して集い、子育てや教育に関する悩みを気軽に相談できる場とします。専門職による伴走型支援と切れ目のない相談体制を構築し、家庭の不安を解消することで教育環境の充実を図ります。

また、子育て交流ひろばでは、夏休みサマースクール等の学習支援事業を新たに実施するなど、多様な学習機会を確保することで、子どもたちの学びと成長を支えます。

### (3) こども・若者の人権を大切にす島

誰一人取り残さない教育行政の実現に向け、子どもに関する様々なデータの連携と多職種協働による重層的な支援体制を強化します。

本年度から本格運用する「こどもデータ連携事業」では、学校や市の関係部署が保有している子どもや家庭の状況等の情報を統合して、潜在的に支援が必要な子どもを早期に把握し、子ども若者相談センターを中心に学校や関係機関が連携して適切な支援を行います。不登校やいじめ、家庭内の問題にも対応するとともに、フリースクールや地域の学習教室など多様な学びの場や居場所を確保することで、子ども一人一人の状況に応じた継続的な支援を行い、人権を尊重した環境の構築に努めます。

### (4) 地域全体でこども・若者を応援する島

地域・家庭・学校が相互に連携しながら、地域全体で子どもを見守り育む環境の充実を図ります。

放課後児童クラブについては、待機児童の解消と質の向上を目指し、令和8年4月に新設する畑野児童クラブを含む市内15か所の放課後児童クラブにおいて、民間ノウハウを活用した質の高い保育サービスの安定的な提供を目指します。

併せて、既存施設や地域人材を有効に活用した「放課後の居場所」や、放課後子ども教室など多様な居場所づくりを推進し、地域との交流を通じて子どもたちが安らぎと信頼のもと社会性を育む環境を整えることで、児童の安全確保と保護者のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

## おわりに

令和8年度は午年、力強く未来へ駆け抜ける象徴の年です。馬が大地を踏みしめて力強く進むように、本市の教育もまた、子どもたち一人一人の個性と可能性を尊重し、確かな学びと成長の歩みを支えてまいります。

本年度の教育行政方針では、学校教育と家庭・地域との連携を一層深め、地域全体で子どもたちを育む「地域教育」の推進を重視しています。地域の力と知恵を活かした学びの場づくりにより、子どもたちが安心して学び、挑戦し、夢を描ける環境を整えていきます。また、佐渡の豊かな自然・歴史・文化を学ぶ機会を積極的に創出し、地域への理解と愛着を深めることによって、子どもたちの視野を広げる教育を推進します。

さらに、幼児教育・保育においては、子どもたちの発達段階に応じた遊びを通じた学びを重視し、心身の健やかな成長を支えます。早期から育まれる社会性や創造性が、次の学びの基盤となるよう努めます。教職員の指導力向上やICT活用を含めた教育資源の充実を通じて、学びの質を高めるとともに、地域住民や保護者の皆様と手を取り合い、子どもたちの未来をともに支える教育体制を築いてまいります。

令和8年度が、子どもたちが力強く前へ踏み出し、地域とともに成長する一年となるよう、教育委員会が一体となって全力を尽くしてまいります。

本市の教育の充実・発展のため、各取組に対する議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し

上げ、令和8年度の教育行政方針といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で教育行政方針演説を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

---

日程第7 議案第3号から議案第47号まで

○議長（金田淳一君） 日程第7、議案第3号から議案第47号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ5,206万8,000円を追加する補正予算を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。補正内容は、衆議院議員総選挙の執行に要する経費を計上し、歳入ではその財源として県支出金を計上するものでございます。

議案第4号及び議案第5号については関連した議案ですので、一括して御説明をさせていただきます。

議案第4号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、物価高騰に対する市民の皆様の支援策を行うための財源として、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、給料月額を市長は10%、副市長及び教育長は5%減額するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき委嘱される委員のうち、弁護士など専門的知見を有する者の職務内容に即した報酬額を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、使用料水準の適正化を目的として職員駐車場使用料を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和8年4月から新たに賦課する子ども・子育て支援金に関する規定を追加するとともに、令和8年度の税率改正及び18歳以下の3子目以降の均等割額を免除する届出などに関する取扱いを変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号及び議案第11号については関連した議案ですので、一括して御説明をさせていただきます。  
議案第10号 佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第11号 佐渡市こどもの居場所の設置及び管理に関する条例の制定について。以上2議案は、令和8年4月1日から畑野児童館の児童福祉法に基づく児童館としての位置づけを見直し、学童保育とフリーの居場所機能を併せ持つ子供の居場所として再編するため、佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止し、新たに佐渡市こどもの居場所の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

議案第12号 佐渡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、こども誰でも通園制度が創設されることから、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第13号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、海洋深層水分水施設の民間譲渡に伴い、市が取水施設で海洋深層水の安定的な取水を行い、民間事業者による分水業務への供給を継続するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県漁港管理条例の改正に伴い、本市が準拠している単価の改定などを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県公共海岸占用料等徴収条例などの関係条例の改正に伴い、土砂採取料など新潟県の改定単価に準拠するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化した市営住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号及び議案第18号については関連した議案ですので、一括して御説明をさせていただきます。  
議案第17号 佐和田中学校大規模改修（建築）工事請負契約の変更について、議案第18号 佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事請負契約の変更について。以上2議案は、令和5年議案第108号及び令和6年議案第59号で議決を経て締結した佐和田中学校大規模改修工事請負契約について、契約金額を変更する契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号 財産の無償譲渡の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校の建物無償譲渡契約の変更）。本案は、令和元年8月9日に議決した財産の無償譲渡に係る契約について、市内における公益の増進に資する事業の用途に使用できるよう変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号 佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。変更の理由は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴う辺地対策事業債の予定額の増額によるものでございます。

議案第21号 佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定について。本案は、現行の佐渡市過疎地域持続的発展計画の期間終了に伴い、新たに令和8年度から令和12年度までの佐渡市過疎地域持続的発展計画を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号 市道路線の廃止及び認定について。本案は、道路改良工事に伴い、市道路線を廃止及び認定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ8億9,257万3,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、道路除雪事業の増額計上や災害弔慰金等の支給に要する経費を計上するほか、事業の確定及び年度内所要見込額の算定に基づく減額などを計上し、歳入では地方交付税を増額計上し、国県支出金繰入金及び市債などの減額を計上するものでございます。

議案第24号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ347万8,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、国の仕様書変更に伴う子ども・子育て支援金におけるシステム改修費を減額計上し、歳入では同システム改修に係る国庫補助金の減額を計上するものでございます。

議案第25号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出から2,205万1,000円を減額するものでございます。補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上し、歳入では一般会計繰入金の減額を計上するものでございます。

議案第26号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ1億4,544万5,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、保険給付費及び地域支援事業費の減額などを計上し、歳入では国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金の減額などを計上するものでございます。

議案第27号 令和7年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加するものでございます。補正内容は、実績見込みに基づく発電売電料収入などの増額を計上するものでございます。

議案第28号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ1,089万8,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、一般管理費の減額を計上し、歳入ではサービス収入などの減額及び一般会計繰入金の増額を計上するものでございます。

議案第29号から議案第31号までは各財産区に関する議案でございますので、一括して御説明をさせていただきます。議案第29号 令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第30号 令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第31号 令和7年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。以上の3本の予算案は、歳入歳出にそれぞれ五十里財産区では1万6,000円、二宮財産区では1万2,000円、真野財産区では3,000円を追加するものでございます。補正内容は、基金積立金を増額計上し、歳入では財産運用収入の増額を計上するものでございます。

議案第32号 令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を3,622万6,000円増額し、支出を52万1,000円減額するものでございます。また、資本的収入について、収入を1,001万9,000円増額するものでございます。主な補正内容は、収益的収支では賃上げ物価上昇に対する国の支援事業補助金などを増額し、患者数見込みの修正による医業収入を減額するほか、実績見込みによる人件費及び経費の減額を計上し、資本的収支では医療情報システム関連補助金の増額を計上するものでございます。

議案第33号 令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支に

ついて、収入を3,578万3,000円減額し、支出を1,228万4,000円減額するものでございます。また、資本的収支について、収入を6,149万9,000円、支出を4,870万円それぞれ減額するものでございます。主な補正内容は、収益的収支では実績に基づく給水収益や委託料などの増減を計上し、資本的収支では工事請負費の減額を計上するほか、財源確保による収入科目を調整するものでございます。

議案第34号 令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を585万2,000円、支出を1,337万6,000円それぞれ減額するものでございます。また、資本的収支については、収入を1,152万円、支出を1,364万円それぞれ増額するものでございます。主な補正内容は、収益的収支では実績に基づく委託料や補助金などの増減を計上し、資本的収支では組替えによる委託料や補助金などの増額を計上するほか、受益者負担金などの実績による収入科目の増額を計上するものでございます。

議案第35号 令和8年度佐渡市一般会計予算について。令和8年度予算は、物価高騰や地域医療の維持など、市民の暮らしを守る当面の対策や「豊かで住み続けられる持続可能な島」の実現に向けて、「安心して暮らし続ける島」と「人が賑わう元気な島」の2本の未来像に向けた施策に集中的に取り組むとともに、島の未来をつくるための基盤の構築に向けては、将来の佐渡を担う子供たちへの地域教育を推進する一方で、民間活用やデジタル化による業務効率化と組織のスリム化など行財政運営の改革に取り組む予算として編成したものでございます。予算総額は、佐渡クリーンセンターの基幹的設備改良工事や航路運賃低廉化事業の増額などにより515億円となり、前年度と比べ47億5,000万円、率にして10.2%の増となりました。歳入では、市税やふるさと寄附金などの増額を見込むほか、財政調整基金残高を確保するため繰入額の縮減を図り、歳出では持続可能な島の実現に向けた「市民と共に創る安全・安心な島」、「子どもから高齢者まで夢や希望が持てる島」など5つの戦略を柱とした主要施策を予算計上したものでございます。

議案第36号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び県に納付する国民健康保険事業費納付金並びに被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費など所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億9,300万円とするものでございます。

議案第37号 令和8年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供などを行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金など所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,690万円とするものでございます。

議案第38号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基に、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業に要する経費を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億7,200万円とするものでございます。

議案第39号 令和8年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本予算案は、売電収入によって本市が管理する土地改良施設の維持管理費などに充当するための一般会計繰出金及び施設の将来にわたる管理運営経費などに係る所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,800万円とするものでございます。

議案第40号 令和8年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所及び短期入所療養介護などの介護サービスに必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,640万円とするものでございます。

議案第41号から議案第44号までは各財産区に関する議案ですので、一括して御説明をさせていただきます。議案第41号 令和8年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第42号 令和8年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第43号 令和8年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第44号 令和8年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上の4議案は、各財産区において造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出の総額をそれぞれ五十里財産区では23万5,000円、二宮財産区では331万2,000円、新畑野財産区では345万3,000円、真野財産区では327万6,000円とするものでございます。

議案第45号 令和8年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入の総額を17億7,874万4,000円、支出の総額を21億4,793万4,000円とし、資本的収支について収入の総額を2億9,838万2,000円、支出の総額を3億3,147万1,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、地域医療確保のための病院事業の予算を計上するものでございます。

議案第46号 令和8年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入、支出の総額をそれぞれ26億105万円とし、資本的収支については収入の総額を12億8,370万1,000円、支出の総額を23億3,441万6,000円とするものでございます。主な内容としましては、国庫補助と水道事業債を活用した老朽管更新事業、配水管等布設替事業及び施設増改良事業の工事などの経費を計上するものでございます。

議案第47号 令和8年度佐渡市下水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入、支出の総額をそれぞれ33億3,929万5,000円とし、資本的収支については収入の総額を17億3,622万4,000円、支出の総額を24億448万円とするものでございます。主な内容としましては、交付金及び下水道事業債を活用した污水管渠整備事業、処理施設改良事業などの経費を計上するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほど市長のほうから提案理由があったのですが、恐らくいいことをやるのだろうというふうに思うので、聞きたいのですが、市長は議案第4号、議案第5号を一括でお話をされたので、併せて言いますが、教育長も含めて一体幾らが幾らになるのか、10%、5%というお話があったのだけ

ども、なるのかということを知りたい。

それと、もう一つは市政方針の中で、幹部職員は一部管理職手当の削減を行うということで、この部分はどこに出てくるのでしょうか。つまり地方公務員の給与は条例で定めるということになっておりますから、管理職手当も給与の一部というのが考え方だというふうに思います、法律上は。これは、今回実施されているのかどうか。この2つ。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

まず、市長につきましては月額が75万円でございます。10%ですので、7万5,000円の削減。副市長につきましては58万5,000円の5%、2万9,250円の削減、教育長につきましては53万円、5%、2万6,500円の削減ということになります。

続きまして、幹部職員につきましては、今回管理職手当の削減ということで考えております。それにつきましては、条例案ではなく、規則での制定ということになっておりますので、今回の議案のところには入っていない状況でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、今年度の初めに特別職報酬等審議会のあれがあって、勤勉手当みたいなものをやって、議員も僅かだけれども、議員1人について4万幾らのボーナスが上がったということになっているのだけれども、そこはほっておいていいのですかということが1つ。トータルとして年額幾ら浮くということになるのですか。後段の地方公務員法で定めているのと地方自治法で定めている給与は条例主義だという問題は、管理職手当も特別給付ではなくて給与の一部という考え方なのではないでしょうか。そうしないと、規則でやっているということになると、勝手に規則でやっていて、我々議会としてチェックをするというのが条例主義なのだけれども、好き勝手にやられたら困るということになるのだから、その辺は地方公務員法の関係、地方自治法上の関係で本当にそれでよろしいですか。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今回につきましては、あくまでも給与月額のみ削減ということにしております。トータルでは、市長、副市長、教育長合わせまして年間約157万円の減額ということになります。

あと、管理職につきましては、あくまでも私どもにつきましては規則で制定してございますので、いわゆる条例には管理職手当としての金額の規定というものはございませんので、あくまで規則による今回の適用ということでさせていただいているものでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 後段の管理職手当も一体年額幾らになるのかお答え願いたい。

前段の市長、副市長、教育長の150万円というのは、3月のときに上げたのが大体150万円だったと、トータルで。議員も含めて。みんなが言っているのだけれども。だとすれば、行って来いになるわけだよね。違いますか。今年3月に上げたのです、勤勉手当とかなんとかいって。議員報酬の一部も。それトータル150万円だったでしょう。そうすると、今回のは行って来いで差引きゼロになるのではないのですかということが2つ目。

3つ目、先ほど言ったように地方公務員法、地方自治法では、地方公務員、公務員の給料は条例主義だ。私も一応調べた上で言っているのです。特別給付なら別なのだけれども、給料の一部として入っているものについては条例主義でやらないと。先ほど言ったように、規則でやれるのだったら分からないところでどんどん、どんどん変えられるということになってしまうのではないですか。これは、法の建前としておかしいと思いませんか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 1つ目の案件は、全く関係ございません。であれば、今回議員の方にもお願いをするということになりますので、全く関係のない話でございます。昨年上げたのも、我々としては給与を上げたという認識ではなくて、佐渡市の制度として他市に合わせて、率的なものが非常に低く抑えられていたというのが現状でございます。要は、他市とのバランスが非常に悪かったので、少し戻させていただいたということで、私自身は給料を上げたというより適正に少し戻させていただいたということでございます。今の議員と合わせて、我々は市議会議員に今度お願いしているわけではございません。我々がやりますので、全く関係ない話ですし、今回の件はそういうことよりも、水道の値上げ等を含めて市民の負担が増える中で、やっぱり公務員の給料というのは労働基本権の制約ということで、どうしても人事院勧告ということで保障していくというのが基本原則になります。ただ、地域経済との乖離というものが出てくるということで、市民目線で少しでも市民の皆さんのためにできないかということをお労働組合と話を決めてきたということでございますので、前回のものとは全く関係ございません。

2つ目につきましても、基本的には規則等で定められているものは規則で改正するということになります。逆に条例で触れるところはありませんので、しっかりと規則で改正、それをきちんと説明するということが、議会のほうにも規則だから勝手にやるということではなくて、しっかりと説明をするということを取り組んでいきたいと考えております。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今回の管理職手当につきましては、合わせて約840万円の減額ということになります。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今回の条例を見ますと、減額をするということだけが明記されています。ただ、御提案のほうでは、物価高に対する市民の皆様への支援策を行うための財源というふうになっています。そうすると、予算書の中ではただ減額するというだけで、何に使うということは一体どこにこれは明記されるものなのかということ。

それから、今、3者の方々をトータルすると年額840万円ほどになるという御説明かと思うのですけれども、これは物価高騰といった漠然としているのですけれども、具体的には何かもう既に使用する目的は決めているのでしょうかということと、これは物価高騰というのはまだまだ次年度に限らないと思うのです。こういうやり方を今後も続けるのか、方針があるのであればそれも含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 施政方針で申し上げたとおり、この後も物価高対策も取り組んでまいります。当初

予算に含めたものと今後また追加のものと考えております。今回の件につきましては、そもそも条例が通らなければ予算編成も何もできませんので、まずこの条例が通った上で考えていくというのが適正な業務手続かというふうに考えております。

今後やるのかということですが、基本的にはまず今回につきましては物価高対策があるからやるということではございません。物価高対策は一つの理由でございますが、先ほども御説明したとおり、公務員の給与の問題、そして地場産業の景気といいますか、収入の問題、また人事院勧告の問題、そういうものを考えたときに、今この水道料を上げる段階で我々として何かできないかという議論から始まっておりますので、令和8年度1年ということを経験的な考えとして取り組んでいるという状況でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そうしますと、物価高対策は一つの理由であるということなので、この条例が決まったら、その先はどういうことに使いますということを変更してどこかで表明されるということでしょうか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今この議会の場で御説明しているのが私自身の一番のあれだと思っておりますので、別にこれ以降どこかで特別に何かを表明するということでは考えておりません。ただ、いずれにいたしましてもこの予算編成の中で、補正予算等での対応になりますので、まだ物価高対策ということで秋以降取組を継続していくことも考えておりますので、その中での当然予算の説明としては考えてまいりたいと思っております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） これは、具体的にはここに説明があるように、手当等をあれするという事なのですが、国からもしっかり出ていますが、正規の職員のと一緒のときに改定するとか出ていますが、そういったものもきちんとルール化した上でのものなのかどうなのかが1つ。

2つ目は、今年度から国の費目が変わりましたよね。これまで会計年度任用職員の経費の分については、一般行政経費ということで来ましたが、以前の臨時の職員は物件費というものでした。それを引き継いで、一般行政経費としては給与関係経費に差し替えられております。つまりこれきちんとした必要な人件費として見るべきだというのが国の見方で、こういうふうに費目が変わってきたわけなのですが、こういった

ことも受けて反映をされているものなのか、もう少し具体的に教えてください。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今回の条例の提案につきましては、期末勤勉手当の支給月数、これを従来の2.4月から2.45月に改めるものでございます。0.5月の引上げを行うということでございます。これにつきましては、令和7年の新潟県人事委員会勧告、こちらの再任用職員の率に準じて私どものほうは提案をさせていただいたところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） ちょっと答弁はありませんでしたが、給与関係経費に変わったことに伴う、国も言っている、きちんと会計年度任用職員も同じ職員だから、改定のルールはしっかり持ちなさいよということについては何ら検討もしていないということなのですか。

それと、もう一つは人事委員会勧告に基づくものって言いましたが、あなた方正規の職員は遡及しましたよね。これも遡及するという理解でいいですか。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 失礼いたしました。私ども今回条例提案をするに当たりまして、県内20市の状況を調べさせていただきました。その中で、10市が今回私どもが提案させていただきました再任用職員の支給月数に合わせているということでございましたので、そういった状況も勘案をいたしまして提案をさせていただいたところでございます。今後やはり我々としましては、そういった県内他市の状況といったものを改めて常に見ながら条例提案等をさせていただきたいというふうに考えております。

あと、遡及でございますが、これは1会計年度ごとの任期でございます、任用する際にいわゆる勤務条件というものを提示させていただきまして勤務をしていただいているということがございます。そうしたことから、年度途中で勤務条件を変更せずに、新年度からの適用ということでさせていただいております。ただ、県内で遡って支給しているというような自治体も見られるということでございますので、今後検討の材料ということにしていきたいということで考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） いや、だから本来ならば人事委員会勧告があったときにやって、遡及はあなた方と同じなのだって。同一の労働賃金ではないけれども、もちろん任用のされ方、採用のされ方は違うのだけれども、同じ公務員としてあなた方は遡及するけれども、こちらは遡及しない、そういうようなことを私やるべきではない。県内でもいろいろあるのは私も知っています。その辺は、本当にどう考えるのか。さっき言ったでしょう。国自体が一般行政経費から給与関係経費に変えたと、費目を、ここに私は大きなポイントがあると思って見ているのです。そういう意味からいっても、総務省のマニュアルからいっても、やはりしっかりしたルールを今後つくっていく必要があると思うのですが、いかがですか。それだけ聞いておきます。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明します。

県内他市の状況等も見ながら、我々のほうも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 今回新たに報酬の額を制定するという、いいことかなと思うのですが、これまでなぜこの報酬額の制定がなかったのかという理由の御説明をまずお聞きしたいです。

それから、今回は弁護士など専門家、専門的な知見を持つ人ということなのですが、専門的知見、特に問題がいじめの問題ですから、小児精神科とか、いろいろな専門分野の方々も該当するのかなと思うのです。ただ、その辺はどこまでを考えていらっしゃるのか、説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 笠井教育次長。

○教育次長（笠井貴弘君） 御説明します。

これまで金額を見直してこなかった背景としましては、県内20市の状況なども勘案した中で見直しはされずに現在至っております。ただ、今年度に入りまして県の弁護士協会から、こういういじめ問題に関する事案についてはかなり専門性を有するので、金額の見直しをしてほしいと県内20市に対して依頼があり、県内の20市の中でも意見交換をする中で、金額を1万1,000円、委員長の場合は1万3,000円という目安をつけさせていただきました。主にその対象となる方々については、弁護士、医師、公認心理士、臨床心理士、大学教授を想定しております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） ここに書いてあるように、いわゆる職員の駐車場の料金を上げるということなのだろうと思うのだけれども、使用料の水準の適正化という、一体幾らが幾らになって、どういうふうな適正化ということなのかお教え願いたい。また県内の状況とか言うのかもしれませんが。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

使用料につきましては、月額300円のところを500円にするものです。上げる理由としましては、やはり適正化ということで県内の状況を見たところ、1,000円以上が20団体のうち12団体、あと500円以上が3団体あるというところから、他市と比べて乖離していることから今回値上げのほうをさせていただくことにな

っております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 駐車をどのように定めるかというのは、民間会社も含めて通勤の仕方がどういう状況なのかということによって若干違いがあるではないか。場合によれば、社員が仕事をするための福利厚生みたいな側面でやっているところもあるというふうに思うのですが、あなた方県内の状況、県内の状況と言うのですが、県内の状況は、例えば都市部ならば交通機関がしっかりしているから、車がなくても来られる。ところが、佐渡の場合、はっきり言えばほとんど車でなければ駄目だ。新潟県内ほとんどそういうところが多いのだろうと思うのですが、県内の状況はどんなふうになっていますか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

今ほど議員おっしゃったとおり、県内もやはり車を使つての移動が多いものと考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 議員はいいのですか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

一応対象としましては、職員と、あと会計年度任用職員の方で週30時間以上の勤務の方等を対象にしております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

議案第9号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） それでは、お聞きいたします。

こども未来戦略会議等において少子化対策の財源について議論して、このこども・子育て支援金が創設されて、今年度から徴収という運びになったと思うのですが、具体的な新しい税ではない形で徴収されるわけですが、こども・子育ての支援金の使途を具体的に教えていただけますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、こども・子育て支援金の制度的なところの御説明になるかと思えますけれども、少子化対策の強

化を目的としまして、子育て支援施策の安定的な財源を確保するために創設された国の制度というふうに承知しております。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 市民の方からあまねく徴収されるわけですが、具体的に子ども・子育てということで異論はないと思うのですが、どういうところに使われるかというのはやっぱり市民の関心のところがあります。ですから、ちょっと具体的に何に使うのだからということをお知らせいただくとありがたいのですが。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

広くあらゆる保険から徴収をされますので、私どもとしましては子育て支援、子育て社会を支えるために利用するというふうに聞いております。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君、3回目です。

○9番（佐藤 定君） 何に使うのだからというのは具体的にちょっと分かりませんが、物の本ではないですが、インターネットで見るとこども誰でも通園制度とか、児童手当の拡充とか、妊婦給付とか、育休の手当とか、時短、こども誰でも……国民年金の育児中の保険料免除というようなのもメニューにあります、具体的にはこれからという形になるのでしょうか。いかがですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

4月から徴収を始めますけれども、この後割り振りとか、そういったものについて公表されるというふうに聞いております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 今年から本算定になるのだろうというふうに思います。そこで、初めてのことで、幾つかまず聞いておきたいと思います。

まず、1つは本算定ですから、予算書を見ますと、国保税そのものが若干上がっているのかな。2,200万円ぐらい上がっていますけれども、これが一体1人当たり、1世帯当たり昨年と比べて幾らになるのか。本算定ですから、この場合いつもですと確定申告が終わって、その年度の所得に対する課税をしていたわけなのですが、これはいつの年度の課税が対象になるのか、それともまた6月にいじるのか、その辺をまず教えていただきたいということでもあります。

2つ目、今ほども質疑がありましたけれども、子ども・子育て支援金の関係です。国は1世帯300円と言っているのだけれども、各自治体の所得割、均等割、平等割の決め方によって若干差が出てくる。もっと詳しく言うならば、低所得者のほうは100円だったり、中間層が300円だったり、それ以上だと500円だったりという可能性も当然あり得ると思うのだけれども、これ具体的に幾らでどういう割合になるのか。税率のことで書いてあるのでしょうかけれども、分かりやすく教えていただきたいということです。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、1点目でございますけれども、今回私ども予算の関係で条例改正をお願いしておりますのは、県

の統一を見据えた税率の改定でございます。まず、応益割については4,000円を引き上げます。それから、応能割、所得割でございますけれども、医療分を0.14%、後期高齢分を0.02%、介護納付分を0.06%引き下げるといようなことでございます。これは、昨年度からお願いをしております県のほうの標準税率に合わせるために、佐渡市は所得割が高いので、そちらを下げさせていただいて、均等割等を上げさせていただくという税率改定の御提案でございます。また、所得につきましては、当然6月に所得確定いたしますので、その段階で税のほうは変わって、税率だけを決めておりますので、皆様方にお納めいただく税金につきましてはその段階で変更を生じるということになっております。

子ども・子育て支援金でございますけれども、私ども平均で月300円というふうに理解しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 下のほうからいきます。子ども・子育て支援金は、その自治体によって、県のあれであるが、それを決めるのは各自治体だから、そこによって例えばどういう割り方をしているのかということ、これもやっぱり6月になってやるということなのですか。平均は300円なのだけれども、それはあくまでも標準の国の言い分であって、さっき言ったように低所得のほうは100円だったり、上は350円だったり、400円だったりということも当然あり得る。1人だけの世帯もあるわけで、それをどういうふうに計算をしているのかということをお聞きしたいわけです。

前段の国保は本算定はどうなるのかって、そうすると県の標準に合わせるということは佐渡市は当然上がるという理解でいいと思うのです。しかも、今年の課税、6月になってやるということだと、例えば国保加入者は農業者が多いですから、農業の方はかなり高い国民健康保険税になるなというのはすぐ想像できる。そうすると、中間層以上が高いということは全体のプールが決まっていますから、低所得者はもっと下げられるという形になると思うのです、理屈としては。その辺は、あなた方はどう見て予算計上の仕方をしているのですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、子ども・子育て支援金のほうになりますけれども、佐渡市は今回でありますと1人当たり平均で年間約3,000円程度を負担していただくということで試算しております。所得割が0.3%、均等割が1,400円ということで、1人当たり3,111円という試算をしております。

それから、税率でございますけれども、やはり税のほうにつきましては、低所得者につきましては、これまでどおり軽減措置もございますので、その部分を適用しながら低所得者への配慮をしてみたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうすると、子ども・子育て支援金についてはどのような割り方をするかというのはまだはっきり決まっていないということなのかな、今の話を聞くと。1世帯3,000円というのは決まっているけれども。私がさっき言ったように、各市町村で若干差が出ている。割り方によって差が出る。国民健康保険というのは、歳出に合わせて歳入を取るわけだから、昨年所得が多かった人がかなり税を占めたら、低い人の方は軽くなっていいはずだと。これはどうですか。答弁なかったのですが。前段の、これはあくまでも6月にもっと精緻に出すということがこの賦課割合というふうに理解していいですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

低所得者への負担につきましては、子ども・子育て支援金につきましても軽減措置が適用されますので、一定の負担軽減対応はしているという認識でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理君。

○13番（荒井真理君） これは、佐渡に残っている唯一の児童館を新しくこどもの居場所というふうに設置替えするということなのだと思うのですが、実態はこの条例の案を見ますと、わざわざこれを児童館からこどもの居場所に変える理由があまり見当たらないと思うのです。日本全国的なトレンドなのかもしれないのですが、これをするによって何がメリットなのか。学童保育を中に置くことができるようになる。しかし、改めて学童保育が本当に要るような状況なのか、まずこの点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

まず、児童館の廃止につきましては、これまで児童福祉法の規定する児童館として運営してきましたが、令和8年4月から畑野児童クラブを中で開設することになりました。そのため、児童福祉法の中の児童館としての機能は廃止いたしますが、これまで利用しておられた方も継続して利用できるように、児童福祉法の規定は取りますが、管理人を置かせていただいて、今までどおり継続できる条件は整えてございます。

あと、児童館を廃止することのメリットとしましては、児童館の場合ですとどうしても有資格者の配置が義務づけでございましたが、今回児童館を廃止して通常のこどもの居場所ということで設置すれば通常の管理人だけで運営できるという、そういうメリット感がございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 今有資格者が今度要らなくなったということですが、それは子供にとって果たしてメリットなのかという説明には必ずしもなっていないかと思うのです。むしろ有資格者ではない方が、例えば今後学童も設置できます、こどもの居場所でもできます、2つの事業がここで展開されやすくなったときに、むしろ資格のない方々がこのこどもの居場所を担当するというのは、子供にとってはどうなのでしょう。私はあまりよくないのかなと思うのですが、そこはどんな検討がされたのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

現在の利用形態を確認して、専門職の配置まで必要ない状態で利用されているということで、今回は児童福祉法の規定を取らせていただきました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 3回目の質疑になりますけれども、このこどもの居場所を設置する。ここの中に学童保育も入れられる、こどもの居場所も設置できる。それなら、今既にある放課後児童クラブを今後つまり学童保育をこのこどもの居場所というふうに拡大して、どんどん変えていく第一歩というふうにもなるのかと思うのですけれども、今ある学童保育、またさらにいろいろな学童保育を利用していない子供もいられる場所にどんどん拡大していこうと、そういう第一歩としてこれを設置するものでもあるのでしょうか。位置づけはどのようなものですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

現在畑野には児童クラブがございません。長期利用とかする場合は、真野、新穂のほうに学童保育の登録をして利用されているということで、保護者からの要望もございまして、まず畑野に児童クラブをつくるということを決めさせていただきました。こどもの居場所につきましては、どちらかという今回子供もそうですが、御家族で御利用されているような方もございますので、その方たちが継続的に利用できるように、施設を設置する場合であれば基本的には条例が必要ということで、児童福祉法の児童館から規定のないこどもの居場所ということで条例を設置させていただいたものです。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 議案第10号と議案第11号が一体になっているもので、ここでも両方で3回ずつ聞けますが、ここで聞きますけれども、そうするとこれは児童福祉法に定めるところの第6条の3の第2項の放課後児童クラブという位置づけになるのですか、それとも複合施設なのですか。児童館と放課後児童クラブは違いますよね。放課後児童クラブは放課後だから。児童館は昼間から放課後までやっているという、こういう大きな違いがあるわけで。これは、複合施設っぽい話なのだけれども、そういう制度設計っぽいものだけれども、性格としてはどこの法体系に入りますか。なぜこれ聞かかという、財源問題があるでしょう。放課後児童クラブだと国、県の財源があってというのがあり、児童館だと一般の持ち出しが多いみたいなのもあるのだけれども、それがあつものだから、どういう立てつけになっているのか聞きたい。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

児童クラブのほうはソフト事業として捉えておりますので、こどもの居場所の施設の中で児童クラブを実施するという、そういう形態でございまして。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、児童館は廃止をして、放課後児童クラブだけをその一角に置くということですね。そうすると、放課後児童クラブについては設置基準がありますね。児童1人当たり、高学年ならどのぐらいって。その面積基準はきちんと守られますか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

設置基準は守った状態で、定員40人で考えてございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 最後ですが、児童館を持っていた旧市町村は幾つかあって、そこはそこなりの歴史と流れがあって、やっぱりその保護者の流れもあるのだけれども、そういう保護者の意見も十分反映した上でこういう形になったという理解でいいですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

保護者の意見や要望などを確認して児童クラブのほうを開設してございますし、こどもの居場所につきましては現在の時間を午前中使いやすいように変更しながら設置条例のほうを定めてございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市こどもの居場所の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 公営住宅に対する国の補助があって、それをしっかりルールを守って、耐用年数なども含めてなかなか厳しい部分があるのだけれども、廃止するようにはできるという条件はどういうものなのか。たしかその辺かなり老朽化していても、国の公営住宅法の関係でいうとかなり厳しかったなというふうに思うのだけれども、それどうなっているのか1つ。

それと、いっぱいこんなのがまだまだあるような気がするのですが、今後次々こういうふうに処分していくという考え方でよろしいのですか。処分した跡地はどうなりますか。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

市営住宅についてはたくさんございまして、その中で適正管理をする中で廃止、継続等を考えてやっていっております。今回の案件につきましては、築64年過ぎまして大分老朽化しております。それで、今回入居者のほうが退去されましたので、状況を見まして廃止のほうを選ばせていただいたものでございます。こちらの土地等につきましては、今後内部の協議のほうを進めまして、どうするかというのは検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 老朽化してもう危険廃屋になっているようなところ結構あるではないですか。お化け屋敷みたいになっていて。これあまり環境上よろしくないというふうに思うので、だからただ廃止するだけではなくて、しっかり更地にするならするというような考えがないと、結構あるでしょう。管理が行き届いていなくて、かなりきているところも私は見て知っているけれども、そういうものもどうするかということも考えないといけないのではないかと。その辺はどうなっていますか。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

老朽化している施設たくさんございまして、その中で優先順位、危険度を判定しながら、財源等も確保して、撤去するものについては計画的に撤去していきたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐和田中学校大規模改修（建築）工事請負契約の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事請負契約の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 財産の無償譲渡の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校建物の無償譲渡契約の変更）の質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これは、かつてこの建物を学校法人、専門学校に無償譲渡するということはこの議会で議決をしました。そのときは、学校法人の専門学校の用途に使うと、用途は非常に分かりやすかったのですが、今般は貸付けができる、しかもそれが公益に資するものであると。この学校法人がこういうもの、新しい事業をするということ、ちょっと分かりにくいのです。どういう議案なのか、もっと説明が必要だということで御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

今回でございますが、近隣の障害福祉サービス事業者のほうから専門学校のほうにレクリエーションスペース、施設のほうの手狭になったという御相談があったということで、今議員おっしゃりますとおり、今の専門学校ですと専門学校以外には使ってはいけないというお話があったのですけれども、今回書かせていただいております、広く公益の利益に資する行為、例えば教育ですとか、研究ですとか、地域貢献、文化など、そういったものに関しては今回用途を広げるということで、変更のほうの上程をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そういうニーズはあるのかなということは推測できますが、申し訳ない、これ何で産業建設常任委員会の所管なのかなということもちょっと分かりにくいのです。いろいろなところに、今回具体的には障害福祉のレクリエーションスペースということ、それは学校法人が貸し付けるその範疇なのかなとは思いますが。ただ、これを一つ決めてしまったら、ほかのことにもどんどん、どんどん派生していくのではないかなと。そこは、どういうふうに考えたらいいでしょうか。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

先ほど申し上げましたが、今後専門学校の用途と相談があった際ということでございますが、教育ですとか研究、地域貢献、文化ですとか、そういった広く公益の利益に資する行為であることを前提に都度都度御相談をいただいた上で決定、判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これ策定するのはとても大変だったのかなと思うのですが、56ページに障害者福祉という項目があります。私は聾学校、聾教育にずっと携わっておりますが、その視点で見ると、障害福祉の中で比較的器械の……器械って補聴器とか人工内耳、そういうものの発展と聴覚障害のある方々の社会進出というのは比例して、非常にうまく進んでいます。しかし、補聴器の支援がなかったり、人工内耳の支援が十分でなかったときに、やはり社会進出というのは進まないのです。そういう点でいうと、この障害者福祉は、申し訳ないけれども、見ると身体障害の方々が非常に中心になっているのかな。あとは、ほかの障害の方々に対しては気配りができていると思うのです。ただ、聴覚障害の方々に必要な施策というのはここには盛り込まれていないなど。これはどういうふうに検討されたのか、御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 1時58分 休憩

---

午後 1時59分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

今回過疎計画の位置づけの中でそういう障害の記載がございますが、身体のほか聴覚とか、そういう障害についても当然国の補助事業や県の補助事業を利用しながら、過疎債を充当していないということですが、事業のほうはしっかり実施させていただいてございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑を終結いたします。

議案第22号 市道路線の廃止及び認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

これより議案第23号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

なお、第2表から第4表までの別表について質疑したい場合は、そのように申し出てください。

それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 1つ教えてください。

4 款衛生費の健康増進費、放射線治療通院費等補助金というところになっております。補正で831万2,000円が計上されていて、今回減額で786万1,000円というふうな形になっているかというふうに思います。そうすると、差引きで45万円ぐらいということになっているのですが、予算計上された金額とかなり差があるような状況になっておるのですけれども、これはどういった状況なのか、どういうふうに捉えればいいのか、説明をお願いできますでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

今回8月の段階で計上させていただいたときには、おおむね40名程度の患者数を見込んでおりましたけれども、実際現在の申請が6名でございまして、今後も年度末までに10名程度ということで、総体10名で予算を見ておりますので、不用額を減額とさせていただいたということでございます。

○議長（金田淳一君） 広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 40名を計画していて、10名ということだと思うのですが、放射線の治療を行われる方というのは多分もっといらっしゃるのではないかなというふうに思うのですが、そういった方々というのはどういうふうにされているのかということまで何か追っていたりとかということはあるのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

8月の補正予算の際に、大学の先生からのコンサルティングの料金も一緒に補正をさせていただいておりますけれども、そこを通過する方々、大体放射線治療として必要かどうかという判断をする、その方々に対しては当然御案内をしてございますし、それからほかの病院に受診された場合、例えば両津病院等に受診された場合でも島外の病院に行かれないという方については、こういう制度があるのでというところを捉まえながら周知をしておるところでございます。現段階で私どもの補助申請は6件しかございませんけれども、コンサルティングがまだ10名ぐらいいらっしゃるといことなので、来年度そのような形で補助申請があるものというふうに理解しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 同じところですが、結局きちんと周知徹底がされたのか。その辺はどうなのですか。それと、もっと逆に言うと断念した方も、島外に行かなければならないから断念するような方もいるのだろうかという話もあるのだけれども、その辺はあなた方は把握をしているのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

島外治療の方で、特段こちらのほうに御紹介いただいた方につきましては制度の御説明をしております。私どもとしましては、医療機関等を通じまして、それからあと訪問看護とか、そういった方々を通じまして周知をしておりますし、周知不足だという認識はございません。ただ、島外のほうに行かれるのを断念されたという方がどの程度いらっしゃるかとこのところまでは、私どものほうでは把握できておりません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

3款民生費及び4款衛生費についての質疑を終結いたします。

5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

7款商工費から9款消防費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

7款商工費から9款消防費までについての質疑を終結いたします。

10款教育費から12款公債費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

10款教育費から12款公債費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑  
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 令和7年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質  
疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質  
疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 令和7年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質  
疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第32号 令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

これより議案第35号 令和8年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

なお、第2表から第4表までの別表について質疑したい場合はそのように申し出てください。

それでは、本案の歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） まず、お聞きをしたいのは地方交付税の関係ですが、3億9,000万円増えるということなのですが、国家予算がまだはっきり決まっていない中で出ているのだけれども、これどんなふうに見ているのか。

それと、もう一つは国の予算が決まるとまた新しいメニューも出てくるのだというふうに思うのだけれども、そうすると決まり次第また追いかけて補正をかけるという形を考えているのだろうかというふうに思うのだけれども、その辺はどういう考え方ですかということです。

次に、歳入の関係で聞いておきたいのは使用料、手数料の関係です。教育行政方針では、社会教育において公民館とかで大いにやっていくということをやっておりましたが、この使用料を見ますと若干増えていきますよね。社会教育使用料でいうと、去年が3,500万円に対して3,800万円、保健体育使用料についていいますと去年が859万円に対して1,837万円というふうに増えているわけですが、これはどのようなのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

地方交付税ですが、3億9,000万円ほど増ということで計上しております。内訳については、普通交付税が1億9,000万円の増、特別交付税のほうが2億円の増ということで計上しております。まず、特別交付税についてですが、2億円につきましては今回能登半島地震の関係で災害等廃棄物処理事業というものを4億円ほど計上しております。その中で、半分国の財源はありますが、残りの補助裏の部分2億円、これが原則ですと地方債になるのですが、それが今回特別交付税措置というところで2億円つきましたので、その分2億円を計上しております。

普通交付税については1億9,000万円増ということですが、こちらにつきましては今回国のほうの指示の中で後年度の地方債の負担、これは具体的には臨時財政対策債ですけれども、後年度の負担に充てるということで2億9,000万円ほど歳出のほう減債基金を積んでおります。ですので、それを除きますと実質的には1億円減というところで普通交付税のほうは計上しておるところです。

○議長（金田淳一君） 笠井教育次長。

○教育次長（笠井貴弘君） 御説明します。

社会教育関係施設、公民館等については、65歳以上の方の減免は継続します。今年度の実績、それからその中でも社会教育課と文化スポーツ課に分かれてしまっているのですが、金井能楽堂なんかは観光の受入れをしているような事業が活発化されたことで料金が上がっているということもお聞きしております。教育委員会だけの予算がこの教育使用料に入っているわけではございませんので、実績等も見ながら現在の歳入の額を見込んでおります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 財政調整基金の今までの部分は分かりました。

そこで、歳入の関係でもう少し聞いておきたいのは、我々議会に出ている説明書の中では何が増えて何が減ったというのは出ているのだけれども、ぱっと見たときに今回経済対策もあるのだけれども、国庫支出金が21億5,600万円増えている。そして、市債が16億円増えているというあたり、改めて説明をお願いしたいなと思います。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

こちらにつきましては、こちらの当初予算の概要のほうにも記載させていただいていますが、その1ページのところに、国庫支出金については前年より21億円ほど増ということで、主なものとしては脱炭素移行再エネ推進交付金が9億2,800万円ほど増、それから循環型社会形成推進交付金が6億8,800万円で、こちらは佐渡クリーンセンターの改修のほうになります。そちらのほうが増、それから災害のほう、こちらが5億円ほど増ということになっております。それから、市債の増の関係ですと、こちらも当初予算の概要3ページのほうに載っていますが、こちらのほうで16億円ほど増ということで、衛生費と過疎対策事業債になりますと、こちらも先ほど佐渡クリーンセンターの関係の増ということになっております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 国庫支出金、補助金の関係でいうと脱炭素系が多いのかなと思うのだけれども、それが新年度当初予算の特徴かなと思うのですが、市債の関係ですが、これで終わるといわけではないのだろうというふうに思うのです。今後の推移はどうなりますか。つまり昨年までは45億円だったものが今

年は61億円で、先ほど説明があったように16億円の市債、つまり借金返済が増えているということなのだけれども、今後どうなるのかということをもっと聞いておきたいと思います。もう一つあったのだけれども、忘れた。まあいいや。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

市債に関しましては、やはり令和8年度、佐渡クリーンセンターの改修、こちらが非常に大きくて、これが事業費で33億円ほどございます。これに当たっている部分が非常に大きいということで、令和8年度の分はそういう部分が大きいということで、その後についてはこれほど大きいものはそうないというふうには想定しております。

○議長（金田淳一君） 3回終わりました。

ほかに質疑ありますか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 2点ほどお伺いいたします。

国の予算のほうで、物価高・官公需の価格転嫁への対応というところがありました。物価高の対応等でごみ収集、学校給食とか庁舎、教育施設の委託料とかその他のところで普通交付税の単価費用の措置が5%程度上がっているというふうに思っております。この分を予算のほうに反映されているのかどうか。

あと、もう一点、価格転嫁の取組について、それぞれ価格転嫁のところを反映されているかどうかというのが2点目。

もう一つ、ふるさと納税について、今回は15億6,000万円というところで計上しておりますが、これについて入ってくるのはいいのだが、その後地方交付税の算定への影響というのをどのように捉えているのかという、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 労務費とかで価格が上がっているというところは、当然見積り等を見ていく中でそこについては十分反映されておりますし、交付税のほうにもその分は国のほうも措置しているというところで、その分普通交付税の中には入れ込んでおります。ただ、先ほど説明したように、普通交付税が上がっていない理由にしましては、市税とかそういった部分、収入額のほうも上がっている関係上、そこまでは交付税の額自体には反映されていませんが、やはりそれが収入が上がっておる、市税なり交付金、消費税交付金、そういったようなところが上がっておるから、そういう形でなっておるということになっております。

ふるさと納税の関係ですが、あれは基準財政収入額にはなっていないので、普通交付税には影響ございません。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 何が心配されるかという、委託を受けたりしている施設のところ、物価高騰で施設を受けているところがそれに対応できない、赤字に陥らないように配慮していただきたいというので、ここの価格転嫁の対応というのをお聞きしました。

今のふるさと寄附金についてですが、私の認識だと2年後の普通交付税の算定のところで基準財政収入

額について減額されるような気がするのですが、そこら辺はいかがですか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

今時点で決まっていることはございません。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君、3回目です。

○9番（佐藤 定君） 私のほうの認識があれなのだから分かりませんが、私の認識だと基準財政収入額の75%が2年後、翌々年度に削減されるようにして認識しているのです。そこら辺がちょっと心配で、ふるさと納税をどんどんやっていくのはいいが、地方交付税のところも順調に入ってくればいいですが、それが途絶えたとか、ふるさと納税のところでは返礼品に他産地のものが入っていて取消しになったというので、非常にちょっと心配されるところもあるので、そこら辺のところは慎重に取り扱っていただきたいなと思います。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 今ほど申し上げましたが、普通交付税に反映されるというところは私のほうは把握しておりません。ただ、特別交付税に関しては、法令違反とかになったときに特別交付税の対象にはならないというような罰則は過去にあったというのがあります。それはあくまでふるさと寄附金のルールに違反して特別交付税がもらえなかったというのは、過去に全国的にあるというの承知しております。

○議長（金田淳一君） 広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 2つ伺います。

1つ目は、今のふるさと納税の件なのですけれども、今回15億円が予算計上というか、収入として入っていますが、令和7年度に關しましての当初が12億円だったものが、先ほどの補正でマイナス2.3億円ということで10億円を切っているような状況なのかなというふうに思うのですけれども、そういった状況の中で15億円という予算にしたその根拠といったところを説明いただきたい。

もう一つ、57ページになるのですけれども、二十歳のつどいの参加費が43万5,000円というのが計上されております。今まで参加費というのは多分なかったかというふうに思うのですけれども、これ参加費を取るということなのであればなぜそういうふうにしたのかと。やはりUターンを増やしていこうというふうに今いろいろとやっている中で、それが参加費を取るということなのであればちょっと矛盾している部分もあるのかなというふうに思って、ちょっとお伺いします。

○議長（金田淳一君） 北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） ふるさと納税の令和8年度の15億円ですけれども、今年度10億円弱というような状況でございますけれども、来年度につきましては今主力であります米以外に文化ですとか自然、そういったアクティビティーなものも充実させた上で15億円を目標達成したいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 笠井教育次長。

○教育次長（笠井貴弘君） 御説明します。

二十歳のつどいの参加費については、これまでも写真代として歳入としていただいております。

○議長（金田淳一君） 広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 二十歳のつどいに関しては分かりました。ありがとうございます。

ふるさと納税の件なのですけれども、今おっしゃられた取組をされるということで、それはそれでどんどんやっていただきたいというふうに思うのですが、ただ予算のほうで、これ歳出にちょっと入るのですけれども、広告費のほうが今まで、今年度というのですか、それが440万円のところ、来年度、令和8年度は800万円ですし、それプラス100万円かけて何かページをつくるみたいな、そういうふうな予算の計上もされておりますが、何を言いたいかというとか何かそれ無駄にならないのかなと。令和5年度が約5億円、令和6年度、令和7年度が約10億円というところを15億円に上げたいというので、チャレンジ的な数字を挙げるのはいいのですけれども、そこに無駄な費用がかかってしまう可能性があるのではないかなというところをちょっと危惧しております、そこをどう考えているのか説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） はっきり申し上げて、今年度も予算は達成できませんでしたが、無駄なものは一つもないというふうに考えています。非常にやっぱり大きな波といいますか、うねりがあるということです。特に今年度の場合は、米という部分が非常に厳しい状況だったということでございます。他市においても同じような状況になっているということで、来年度につきましては、今商品もそうなのですけれども、その魅力をアップし、情報発信力を高めるような形での体制の整備も含めて行いたいというふうに思っています。私どもとしては、10億円を達成するために必要な投資として考えてまいります。社会要因含めて総合的な判断が必要ではございますが、そこに投資をすることによって15億円、20億円という道が開けるものと考えておりますので、無駄にするつもりは全くございません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

本案の歳入に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

---

午後 2時35分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

次に、本案の歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 総務費についてお尋ねをいたします。

まず、1つはページでいうと69ページになりますが、企画一般経費の総合計画の審議委員の報酬等の関係でございます。今年度は、総合計画前期を検証して次期の後期の計画をつくる年度であります、これどんな枠組みでやる予定なのかお尋ねをしたいということです。

2点目、先ほどからありましたが、ふるさと納税の関係で、歳出では71ページになりますが、ちょっとお尋ねしたいと思います。いわゆるふるさと納税で入るのがざっくり15億円、そして歳出ではここに書いてあるように7億4,800万円だから、約半分ぐらいかかっているわけなのだけれども、よく話題になって

いるふるさと納税は基本ルールが調達ベースで30%というふうに言われているのだけれども、その辺はど  
ういうふうに佐渡市の場合はなっているのかお尋ねをしたいということです。

3点目、市民センター費の関係です。来年度、令和8年度からいわゆる支所という名前がなくなって、  
一律市民センターになるわけなのですが、人件費についてはほぼ昨年と同じようになっている。当面は人  
員体制は変えないというふうにおっしゃっていたから、そのとおりなのかというふうに思うのですが……  
総務費だよ、これも。それはどうなのか。それが1つ。

最後に、市民センター拠点化事業の関係もちよっとお尋ねしておきたいと思います。これは、ページ数  
で81ページ。市民センター拠点化事業では、昨年度が5,262万円だったものが新年度は4,650万円、地域コミ  
ュニティづくりが496万円だったのが437万円、地域コミュニティ交付金が366万円だったのが356万円と若  
干下がっているのだけれども、これどういう組立てになっていますか。

○議長（金田淳一君） 北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） 御説明いたします。

まず、総合計画の策定につきましては、前期の計画が終わりますので、後期の計画に向けまして審議会  
を開催して、令和8年度中に令和9年度以降の計画を策定するという運びで考えております。

それから、ふるさと納税の関係ですけれども、今のところ50%を超えるものについては認められていま  
せんので、まず出品のほうに係る方に関しては30%未満と、残りについては人件費、それから広告宣伝費  
という形で、50%を超えない範囲で今のところ進めているという状況でございます。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

市民センター費の人件費につきましては、昨年度と変わらないということでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

市民センター費の主にコミュニティー事業の件でございますが、現在までに各行政サービスセンターの  
ほうに問合せをして上がってきたものを予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 当初予算だからですけれども、市長が午前中に言ったように、非常に困難な課題が  
ある人口減少の中で、地方自治の在り方を再構築していくということで様々な課題を挙げている中で、こ  
れらの予算が組み込まれていると思うのです。悪いけれども、総合計画のやつ、私の言ったことを言った  
だけではないですか。どういう立てつけでやるのか。例えば各地区から5人ずつ出してもらって、50人規模  
でこうやって、こんなふうにして、こうしてやりますということを聞いているので、今の答弁にも何にも  
なっていないので、それをお願いしたいと思います。

それと、2番目のふるさと納税の関係でいうと、15億円の50%を超えない範囲、ざっくり言えば約50%  
で経費かかっていると、15億円ならば半分が経費だと、こういう理解をすればいいのかなと思うのですが、  
確認です。

市民センター費の関係ですが、予算計上はそうやってやったのでしようけれども、市長が施政方針で言ったような、コミュニティーづくりではこういったものがこの予算の設計図の中に入ってくるわけです。それにしても非常に少ないのではないのですかというのが私の見方。だから、あなた方はどういう立てつけでこの予算を組んだかということをお答えすべきなのではないのですか。各支所から上がってきたからやりましたってそうではなくて、これは施政方針に基づいた予算の設計図ですから、新年度の、そういう答弁が要るのだと思うのですが、どうですか。

○議長（金田淳一君） 北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） 御説明いたします。

総合計画につきましては、審議会の委員としまして40名を想定しております。その下にまた部会のほうを設けて実施をする予定ですが、詳細につきましてはこれから検討、確定させていくところでございます。

それから、ふるさと納税ですが、先ほど議員おっしゃられました寄附額の50%以内というところで間違いはございません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

コミュニティーの交付金の件でございますが、非常に集落等が主体的に取り組む事業ということになっておりますけれども、コミュニティーを形成していく上で非常に重要な予算でございますので、支所、行政サービスセンターから上がってきたということだけではなくて、積極的に私どもからも働きかけて、コミュニティーが形成されていくように引き続きやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 市長との意見交換会だか何だか、あの中でも地域コミュニティ交付金をもうちょっと充実してもらいたいという声もあったし、これは若干コミュニティーにも関わるけれども、高齢化集落支援事業についても申請の仕方、いろいろなものをもうちょっと拡充してほしいというのがあった。ところが、この予算書を見ると、例えば地域コミュニティ交付金にすると若干だけれども下がっている。そうではなくて、施政方針にあったような地方自治の課題、今地域の課題を取り組んでいくときに住民と共に頑張っていく、金出すことが全てではございませんが、だからその辺がどういう組立てになっているのかということをお聞きしたいのです。集落の声で大事なのでやりましたではなくて、市としてはどういう思いでこの組立てをしてやったか。意見交換会では、住民から地域コミュニティ交付金をもうちょっと使い勝手よくしてほしいとかあるわけだから、そういうところの答弁が当初だからあるべきなのではないのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

市民の皆さんとの市長の対話ですとか、そういった様々なお話の中から、この地域コミュニティ交付金につきましては、事業費に今年度につきましては地域の負担割合を入れていたのですけれども、少額ではありますが常時3万円までは10分の10に設計を変えるなど、地域の声を聞きながら、引き続き使い勝手を

検討していきながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 78ページ、79ページですが、輸送コスト低廉化事業12億3,825万9,000円というのがあります。これが、ちょっと私の試算の数字を言いますので、合っているかどうかをまず最初に聞きたいのですが、国が6億8,100万円、県が2億7,800万円、佐渡市が2億7,800万円で間違いはないですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時45分 休憩

---

午後 2時47分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

輸送コスト低廉化事業でございますが、補助率は5分の4となっております。国から5分の3の収入が見込まれます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 航路運賃低廉化事業の12億3,825万9,000円の内訳を聞いているのです。農林水産部の所管ではないでしょう。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時48分 休憩

---

午後 2時48分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

北見企画部長。

○企画部長（北見太志君） 航路運賃低廉化事業でございますが、国から補助率10分の5.5ということで6億8,104万2,000円、それから県のほうですが、10分の2.25ということで2億7,860万8,000円でございます。

○議長（金田淳一君） 近藤和義君、3回目です。

○19番（近藤和義君） 3回目といたって答弁が間違っているのに、あと2回できるでしょう。

○議長（金田淳一君） 3回目です。

○19番（近藤和義君） では、私の言った数字と一致しているのですが、この佐渡市の持ち出しの2億7,860万8,000円、これは財源内訳のほうを見るとその他財源に入っているわけですよ。一般財源では足りないから。その他財源は、何が入って2億7,800万円になっているのか、その内訳を教えてください。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

今ほどの事業の一般財源につきましては、2億7,860万9,000円になっております。そこにその他としま

して、過疎基金のほうの繰入金を2億6,070万円ほど充当してございます。

○議長（金田淳一君） 広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 決算でちょっと議論になった2つについて伺いたいと思います。

まず、1つ目が63ページ目の人件費なのですけれども、人件費というか、時間外労働の件なのですが、施政方針のほうにもデジタル化とか業務のいろいろ連携したりと、あと意識改革で減らしていくというようなお話がありました。具体的にどういうふうに減らしていこうとしているのか。また、令和6年度が約10万時間の時間外労働があったところを具体的にどの辺りまでこの時間を減らそうとしているのか、その目標も含めて説明をお願いします。

2つ目が、109ページ目の障害者雇用の件についてです。佐渡市のほうは、去年の7月から法定雇用率が3%というふうになっているかと思うのですが、現在の雇用率は幾つなのか。また、来年度この雇用率を何%に上げようとしているのかといったところと、あとは佐渡市のほうは身体障害者の方が多分ほぼ全員のかなというふうに思うのですけれども、今年度民間のほうでも障害者就労支援業務委託料というのが約4倍になっている中で、民間も増やしていこうというのはすごくいいのですけれども、なのであれば佐渡市役所内もしっかりと障害者雇用を増やすべきかなというふうに思うのですが、その辺りで障害者雇用、身体障害者の方だけではなくて、それ以外の障害者の方の雇用の計画というものがあるのか説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

まず、時間外労働の取組でございます。こちらにつきましては、市民サービスの向上に向けたデジタル化であるとか、そういったものを実施しながら、併せて働き方改革というものも実施していきたいということでございます。金額としては、2,000万円減額ということで考えております。時間にすると約1万時間ということでございます。そういったもので考えております。

障害者の法定雇用率については、ちょっと数字のほうを持ち合わせてございません。申し訳ございません。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時53分 休憩

---

午後 2時53分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 1万時間、2,000万円を削減というところなのですけれども、先ほども言いましたけれども、デジタル化とかその辺りは今までもやられているので、それをもっと強化していきたいというのは、それは先ほども言いましたけれども、どんどんやっていただきたいなというふうに思っているのですけれども、あと意識改革という言葉もありますが、意識だけでは、頑張っただけではなかなか減らせられないのかなというふうに思っているのですけれども、その辺り具体的な取組というのはどういったものなのか、説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 総務部長からお答えが足りなくて、説明がちょっと足りないのですけれども、実は私どものほうの、私市長、副市長、教育長給与カットと併せて労働組合と協議をしています。その中で、今これから本当にコストをカットしながら効率的な働き方をしていこうということで、AIを含めて様々な取組をしている中、労働組合と市民のために何ができるかというところを労働組合と議論をする中で、労働組合のほうといろいろな協議体といますか、話をする場所をつくって、超過勤務手当の20%カットというか、減少する働き方、そしてより効率的にどうしたら働けるかという話を総務部、我々と労働組合としっかり議論をしていくというところまで労働組合と話をした上で今回の取組をさせていただいたものでございます。我々から意識を変えろ、変えろと言って簡単に変わるものではございませんので、働く仲間のほうからしっかりと議論をして、より効率的な、そして皆さんも時間になったら帰れる、その働き方をみんなで考えていくと、そのような体制を今回つくらせていただいたということでございます。

○議長（金田淳一君） 広瀬大海君、3回目です。

○11番（広瀬大海君） 時間外労働の件、分かりました。削減に向けて頑張ってくださいと思います。

あと、障害者雇用の件なのですけれども、先ほども言いましたように昨年の7月時点で3%というのが法定雇用率、地方自治体は3%というふうになっているのですけれども、そもそも今超えているのかどうかも含めて、あと先ほども言いましたが、その辺の来年度の方針というか、目標というか、そういったものがあるのであれば説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時56分 休憩

---

午後 2時56分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 来年度から3%に上がるということで理解をしております。これにつきましては、障害者就労支援施設の相談員と調整をしながら、その達成に向けてということで今話を進めているところでございます。現状の雇用率については満たしている、超えているということでございます。

○議長（金田淳一君） 佐々木ひとみ君。

○5番（佐々木ひとみ君） 出会いの場創出事業の中で、出会いのきっかけづくりのイベント委託料281万2,000円、もう一つが結婚新生活支援金330万円、これについてちょっと説明お願いしたいのですが。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時58分 休憩

---

午後 2時58分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

出会いのきっかけづくりイベントの委託料でございますが、結婚を望む方が結婚する方と出会えるような場をつくるためにイベント、セミナーを開催するものになっております。イベントは、マッチングを目的としない自然な形で、新たな交流が生まれる形で開催をしているといったところでございます。もう一つ、結婚新生活の応援金でございますが、こちらは従前から新婚世帯に対する住宅取得ですとかリフォーム、住宅の賃貸費用などを支援させていただいたものですが、これに加えまして今年度からは家賃を新たに補助対象に加えるという形で支援金のほうを設計しているところでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 佐々木ひとみ君。

○5番（佐々木ひとみ君） すみません。その家賃というのは、予算的なものは1組にどのくらいでしょうか。

○議長（金田淳一君） 門田地域振興部長。

○地域振興部長（門田 靖君） 御説明いたします。

家賃だけという形では予算組みはしていないのですけれども、全体でこの330万円で予算を組んでおりますけれども、その中で家賃、共益費3か月分も見られるようになったというところで、全体の設計の中でこういったものを加えさせていただいているという形になっております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

3 款民生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） ページでいきますと117ページで、これは新たな事業であります。児童育成支援拠点運營業務委託料というところがあります。これは、一昨年あたりからやっているのだと思いますが、令和7年度こどもデータ連携実証事業のところだと思いますが、具体的にどういう事業か説明いただきます。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

まず、こどもデータ連携実証事業のほうですが、これは令和5年度から令和7年度にかけてこども家庭庁の推奨事業として実証実験をしたものでございます。令和8年度から、国、県の補助事業を活用して市町村で運用する形になってございます。それと併せまして、令和8年度から同じこども家庭庁の補助金を利用して、教育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童を対象に居場所を開設するという事業に併せて取り組むものでございます。施設の開設は週4日、送迎対応つきで現在考えて、今年度プロポーザルを実施しまして事業者の選定を行ったところでございます。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） そうすると、事業の主体はあくまでも子ども若者課というところと教育委員会とい

うところになるのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明します。

3月まで社会福祉部の子ども若者課のほうで事業を実施し、進めてまいりますが、4月以降は教育委員会で所管することになります。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

3款民生費についての質疑を終結いたします。

4款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費についての質疑を終結いたします。

5款労働費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

5款労働費についての質疑を終結いたします。

6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

7款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

7款商工費についての質疑を終結いたします。

8款土木費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

8款土木費についての質疑を終結いたします。

9款消防費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

9款消防費についての質疑を終結いたします。

10款教育費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第35号についての質疑を終結いたしました。

議案第36号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほど条例のところで聞いたのですが、そうすると本算定といっても、要は国民健康保険税の総額は県の言うままにこれに決めましたということだと思います。それで、6月の時点で所得が確定して、人数も含めて総体でかかるもので割っていくと、そのときに税が決まるということを書いたのだらうと思うのですが、そういう理解でいいのだと思うのですが、ちょっと聞きたいのは給付費はどのようなふうに見積もったのですか。つまり国民健康保険は、歳出に合わせて歳入を取るわけですが。県の一本化ということの中で、県の納付金割合は来ているわけだ。それが本当にこの給付費と合っているのかどうなのかが非常に問題だと私は思うのだけれども、それはどのようなふうに見積もって現時点で当初予算に盛っているのか。

2つ目、珍しく今まで基金1,000円しか入れていなかったのだけれども、2,600万円も基金入れることになっていますよね。これは、どういった理由によるものか。ここ数年間は1,000円しか入れてこなかったのだけれども。この基金というのは、もちろん国保加入者が納めたものが余剰にあったものを積み立てたのを基金というのだけれども、これはどういう理由なのか、これを教えてください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、給付費でございませうけれども、全体の予算の中でやはり給付費につきましては2.2%ぐらい減を見込んでおります。1人当たりの医療費は増加しておるところでございませうけれども、被保険者が減少しているということから、保険給付費につきましては全体では減少するという見込みでございませう。

それから、基金につきましては、私ども試算の段階で県の納付金、それから今の税率で計算したときの差額を2,600万円程度不足するということにおいて内部で協議をし、今回は基金を導入するというところで結論したものでございませう。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 県統一の一本化に移行するというのはあなた方の考えだけれども、そうすると税率も全部一本化はできないと思うのだけれども、さっき言った試算、所得割、平等割、均等割、これは佐渡市の中で決めていかざるを得ないと私は思うのだけれども、そういう理解でいいですよ。だから、先ほど言ったように、子ども・子育て支援金の持つものも佐渡市独自の割り方でいくという、そういう理解なのだけれども、違いますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

私どもは、県の一本化という段階で現在の県の標準税率、そちらに合わせて賦課をしていくというふうな認識で所得割分を減らし、均等割分を上げているというのが現状でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 均等割ではなくて、やっぱり所得に応じてもらうのがいいのであって、均等割を多くしていくということは所得の低い人ほど大変になるということなのではないのですか。だから、この間佐渡市はそういう県のやり方ではなくて、なるべく応能、応益割合のほうを考えてやってきたというのがこの間の佐渡市の国保なのです。それを単純にそこに、あくまでも県の一本化だけれども、課税をするのは佐渡市の課税権限ですから、それを集めたものを県に納付するという形になるわけで、そこはちゃんとした税率は佐渡市独自でいじらないということね。そうすると、まるっきりの黒字になってしまうと思うのですが、違いますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

私どもとしましては、先ほどの繰り返しになりますが、県の税率、そちらに合わせていくであろうというところを見込んでおりますので、現段階の方式において計算をさせていただいておるところでございます。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） それでは、先ほどは子ども・子育て支援金でしたが、今回もう一つ、出産育児一時金の法定繰入れの廃止がされております。保険料より転嫁だと思いますが、国民健康保険に対する地方財政措置のうち50万円の出産育児一時金に対しての財政措置が後期高齢者のところの理由で廃止されたわけですが、しかし実際は後期高齢者のところの一部しか補填されておられません。昨年12月ということで突然の廃止通告で、都道府県も困っているし、佐渡市もどういうふうに対応したのかお聞かせください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

私ども、現在の財政の中で、国保運営の中でそこについては繰入れ等で対応をさせていただきます。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 国民健康保険特別会計の予算書の11ページのところで、一般会計の繰入金のところ、昨年は出産育児繰入金が500万円ほどありましたが、今回はありません。これがやっぱり対応なのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

おっしゃるとおりです。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君、3回目です。

○9番（佐藤 定君） ということは、市民にあまねく、国保の加入者にあまねく賦課するということで理解してよろしいですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 3時11分 休憩

---

午後 3時11分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

私ども、現在の対応と同様に進めていくというのが現状でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第37号 令和8年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。  
中川直美君。

○17番（中川直美君） 本来の時期と違って介護報酬の期中改定が行われて、6月から反映されますよね。

介護報酬が6月から反映されますが、この影響は介護報酬が上がるということは利用者の負担も上がるということになるわけなのだけれども、全体として介護保険事業そのものがどんなふうになる予定ですか。どういう設計になっていますか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

国のほうの制度改正につきましては、来年度介護報酬が臨時的に改定されるということで、内訳としましてはほぼ処遇改善加算、人件費の加算が加わるということと、8月から入所者の食事代が1日30円程度負担が上がるというような、そういう国の制度改正が見込まれております。佐渡市の状況につきましては、やはり人口減少、介護認定者数の減少から、給付費のほうが前年度の3%減、そんな形で今後も推移していくというふうな見込みの中で予算を組んでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、全体の大枠のフレームの中で減っているから3%減ったというのは分かるのだけれども、介護報酬が上がること、さっき30円上がるようなものも含めて、今物価高騰の中でどれだけ市民の暮らしを守っていくのかというのが政治の役目なのだけれども、介護報酬が上がれば負担も上がるのだ。そういうような問題をあなた方はどう考えて組んでいるのかということを知りたい。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 令和8年度のこの当初予算につきましては、介護保険の国の制度改正、こちらのほうは反映しておりません。この後正式な確定通知を受けて、補正の中で組み込んでいきたいと思  
います。議員も御存じのとおり、介護保険の中では減免しないということが国のほうの基準で示されてご  
ざいますので、やはり国の制度に沿って運営していくというのが基本になるかと思ます。

以上です。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 令和8年度佐渡市小水力発電特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありません  
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 令和8年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませ  
んか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 今問題のすこやか両津は両津に帰るのですか。どうなのですか。令和8年度、そう  
いう予算になっているのですか。帰らないのだったら、すこやか金井というふうに変えなければいけない  
かなと私思っています。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

現在外部委員を交えて、今後のすこやか両津以外、待鶴荘、ときわ荘も含めて、市営施設の在り方を検  
討会を開催してございます。この3月末を目標に、一定の方向性の報告書をまとめてございます。その報  
告書を受けて、最終的に市のほうが決定していくという流れになってございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 要は、いろいろ言うのだけれども、結局そこに置くということになるのでしょうか、  
どう考えても。もともと帰るなんていう発想はないでしょう。違うのですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 全ての選択肢を考えて今議論しております。報告書がまとまるまで、いま  
しばらくお待ちください。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 令和8年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

議案第42号 令和8年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 令和8年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 令和8年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 令和8年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） これも介護保険と同じように全体で2.22%の診療報酬が上がったというのだけでも、公立病院の場合どういった影響が出てくるのかということをお尋ねしたい。

○議長（金田淳一君） 倉内両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（倉内 学君） 御説明いたします。

診療報酬改定、本体と薬価分で平均で2.22%というふうに報道はされておりますが、実際には様々な施設基準ですとかいろいろなものがございまして、少なくとも診療報酬としては上がるであろうと見込んでおりますが、細かなものは実際の診療の中身ですとか、また施設基準等も細かくまだ発表されておきませんので、そこを見ながら計算していくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 診療報酬が3%台になったのは30年ぶりというふうに言われているのだけれども、全然これでは追いつかない、大体10%ぐらい上げないと追いつかないというのが医療関係の言い分なのだけれども、国自体は例えば賃上げの問題を言っているのです、2026、2027年でそれぞれ3.2%賃上げができるはずだって、こういう言い方もしているのだけれども、公立病院の場合は公務員ですから、民間病院と

また若干違うので、そういった辺りの影響はどういうふうに出てくるのだろうか。もちろん交付税の措置単価とかにも反映されてくるのだろうけれども、その辺民間との違いはどうなりますかということについて。

○議長（金田淳一君） 倉内両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（倉内 学君） 御説明いたします。

収入という部分につきましては診療報酬ということですので、公立に限らず病院の収入というのは変わらない上がり方と考えております。ただ、議員おっしゃられるとおり、給与の部分というところは私ども人事委員会勧告に準拠して上がる形で今まで来ておりますので、その部分というのはまた公立でない病院とは変わってくるものと考えます。金額的には、診療報酬、今回平均で2.22%ですけれども、やはり給与の上がり幅に比べれば、金額だけ比較すればそこよりは少ない形の収入になるかと考えています。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 令和8年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 令和8年度佐渡市下水道事業会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 施政方針、何度も言うようですが、あったように、果敢に人口減少時代の中、難題に積極的に取り組んでいくという方針があるわけなのだけれども、そこで下水道、この前もちょっと不祥事っぽいのもあったけれども、最適化構想というのが進んできているでしょう。今年度中には、例えばもう公共下水やっているところぶった切ってもいいですよという法律が通りますよと。何が言いたいかというと、人口減少の中で公共下水つないでいても採算合わないのは駄目だから、それを切って、分かりやすく言えば合併浄化槽でやるという、そういう法律が検討されているというのはもう周知の事実なのだけれども、佐渡市はいまだに広げていますよね。こういったところにもやっぱり果敢に挑戦をしていく必要があるのではないか。最適化構想って下水道では言うのだけれども、いろいろなものをダウンサイジングって市長も言っているのだけれども、下水道こそダウンサイジングにやっぱり持ち込む必要があるのではないかと私思うのだけれども、その辺はどういう計画になっていますか。国自体が法改正を2026年中にやって、地方公共団体がいわゆるつなぎを切って合併浄化槽に変える方向もできるという法律改正をするという報道もなされているのだけれども。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 具体的な詳細は上下水道課長から御説明をさせますが、私自身も就任したときから既にその方向性で指示をしております。担当から話があったのが、今の計画のものは今やめることができないので、そこまでは進めると。それ以降についてはもう一切進めないと。合併浄化槽の仕組みに変える

ということで説明がありましたので、そこについては国の事業等もごございますので、やむなしということで判断をしたものでございます。これは、もう就任当初からお話をしているところでございます。これにつきまして、詳細につきましては上下水道課長から御説明をさせます。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

下水道事業に関しましては、令和4年度の全体計画見直しの際に、まず計画区域を約190ヘクタール削減しております。これは、新潟県の構想に従い、私どもで採算の取れない路線を削除したものでございます。今回予算にのせました管渠整備に関しましては、今ほど市長説明ありましたとおり、もともとの計画に入っているものかつ少なくとも採算が取れると判断した区域のみ新年度整備いたしまして、ほぼ新規の管渠整備としては終わりになってございます。この先は、議員おっしゃるようにダウンサイジングに向けて様々な取組を進めていきたいと考えておりますし、また少人数になった下水道、また集落排水の廃止に関しましても国の制度を見ながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 市長も問題意識持っているように、報道によるとこのようになっているのです。既に下水道が整備された地域で処理場と各家庭を結ぶ管路を廃止、縮小する手続を取れるようにするというのです。国のほうは、もっともっと強力でやっている。こういったところは、もちろん都市部ではなくて田舎になるわけです、とりわけ。当たり前で。都市部なら成り立つけれども。そういう意味でいうと、そうすると今上下水道課長が言ったように、今までの計画があるので、それ以上のことは新年度については何も縮小計画、ダウンサイジング計画はないという理解でいいですね、この予算なら。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

今ほどお話のありました下水道廃止に関しましては、現在のところ全国でも事例がごく一例と私のうかがい知るところでございます。現在下水道をお使いの方に関しましては、その代替手段といたしまして合併浄化槽をこちらが誰が整備するか、その使用料をどうするかといった問題が、市町村設置型に関しましては必ずそういう問題がつきまといまいますので、なかなか廃止に向かつての判断は難しいものと思っておりますが、今後も全国の自治体の事例を参考に進めてまいりたいと思っております。また、新年度ダウンサイジングに関しましては、機器の更新で省エネのものに切り替える。ただ、処理場、浄水場を俯瞰しまして、一部分だけを小さくするという事はなかなか難しゅうございますので、施設統合等を進めて見直してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第47号までについては、お手元に配付した委員会付

託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

---

日程第8 陳情第1号から陳情第3号まで

○議長（金田淳一君） 日程第8、陳情第1号から陳情第3号までについてを議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管する委員会に付託いたします。

---

○議長（金田淳一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月5日木曜日午前9時30分から代表質問等を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

午後 3時28分 散会